

第 2 3 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 9 年 1 2 月 2 7 日 (木)
午後 6 時 0 0 分 ~ 午後 9 時 0 0 分
場所 浦安市民プラザ Wave 1 0 1

目 次

1 . 開 会	1
2 . 議 事	1
(1) 第 2 1 回 から 第 2 2 回 までの再生会議の結果について	1
(2) 平成 2 0 年度千葉県三番瀬再生実施計画 (案) について	2
3 . 報告事項	
・江戸川放水路関連の報告について	2 8
・三番瀬再生実現化推進事業の進捗状況について	2 9
・市川塩浜護岸改修事業の進捗状況について	3 0
・浦安市日の出地区の状況について	3 2
・三番瀬再生国際フォーラムについて	3 3
・千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会の開催結果について	3 3
・浦安市「新町の都市計画変更」について	3 4
4 . そ の 他	3 6
5 . 閉 会	3 7

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 定刻となりましたので、ただいまから第 23 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、宮脇委員、岡本委員、佐藤委員から、所用のため欠席との連絡がございました。また、遠藤委員から、多少遅れるとの連絡がございました。

現在、委員 22 名中 16 名の御出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項で定める会議の開催に必要な委員の半数 11 人を充足しております。

本日の配付資料ですが、資料一覧を別紙により配付しております。それ以外に、後藤委員から、浦安市新町都市計画変更についての資料も配付しております。御確認をいただきたいと思っております。不足等があれば、お申し出いただくようお願いいたします。

また、各委員には、いつものように青いホルダーに入れた千葉県三番瀬再生計画等を用意しております。

2. 議 事

三番瀬再生推進室長 今回は、前回に引き続きの会議でございますので、挨拶等は省略して、早速会議に入らせていただきます。

会議の進行は大西会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

大西会長 年末に会議を開くのが恒例の感もありますが、大変御苦労さまです。

前回、実施計画についての議論をいたしました。少しその時間が足りなくて、実施計画の最後のところ、皆さんからいただいていた修正の意見があった部分については概ね議論ができたように思いますが、県のほうからそれに対する対応について説明をしてもらいましたが、そのあたりで議論する十分な時間が取れなかったのもう一回、急遽開催させていただいたということでもあります。

予定では、今年度最後の会議ということになりますので、今日、実施計画に対する意見書をまとめることを大きな目標として会議を運営してまいりたいと思っております。

会議の開催結果の確認を担当していただく方は、今回は張委員と大野委員をお願いしたいと思います。後で事務局が議事録をつくってくるので、それを見て確認していただくという役割ですが、よろしくお願いいたします。

今日の議題は、第 21 回から第 22 回までの再生会議の結果、それから平成 20 年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）について、報告事項が幾つかあり、その他ということになります。

(1) 第 21 回から第 22 回までの再生会議の結果について

大西会長 最初に、21 回から 22 回までの再生結果についてであります。お手元の資料 1 に概要を例によって事務局のほうで用意していただいておりますが、時間を省略するために、簡単に私のほうから整理いたします。

前回は、三番瀬評価委員会の検討結果について、細川座長から説明をいただいて、意見交換を行いました。例えば、「三番瀬自然環境調査事業では、護岸検討委員会は三番瀬再生実現化検討委員会のモニタリングデータも活用すべき」といった意見をはじめ、この評価委員会の検討結果についていろいろな意見を頂戴しました。

その後、私から、再生会議として意見が一致したところは意見書として知事に提出する、意見書の取りまとめについては細川座長と吉田副会長と私に一任していただくということで、これは評価委員会の検討結果を踏まえた再生会議としての千葉県知事・堂本知事に対する意見書ということですが、取りまとめさせていただくことになりました。

それから、20年度の実施計画（案）について、県のほうから出された案について、本文の修正に関する委員からの意見と、それに対する県の考え方について意見交換を行いました。具体的な本文の修正方法に関わる意見のほか、個別の検討委員会と再生会議との連携、関係市との連携など、事業の進め方に関していろいろな意見をいただいたわけです。

その後、この部分については、私のほうから、本文の修正に関して県が修正可能としている事項については意見書を提出する、と。これは、県のほうで受け止めてもらえる場所ということになります。

それから、資料3-3、12ページまでは、意見書の作成については、会長、副会長で案をつくって、議論の結果を踏まえてお任せいただくということでまとめさせていただきました。

また、今日議論することになりますが、資料3-3の13ページ以降、これは再生事業の実施にあたって留意すべき意見として県のほうでまとめた箇所ですが、修正意見としてまとめるべきだという意見が前回ありましたので、これを主に今日の議題として議論していきたいと考えております。

ということで、今日皆さんのお手元にある資料3-3の13ページ以降の議論を中心に進めたいと思っております。

進め方について何か意見がありましたら、御発言いただきます。よろしいでしょうか。特に意見がなければ、そのように進めさせていただきます。

（2）平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）について

大西会長　それでは最初に、平成20年度千葉県三番瀬再生実施計画（案）について、行いたいと思います。

先ほど申しました資料3-3の13ページ以降ですが、これは一通り県のほうから説明を受けたわけですが、思い出す意味で、かいつまんでざっと説明を改めてお願いします。詳しい説明は不要と思います。

三番瀬再生推進室　資料3-3の13ページをお開きください。

前回の会議で一度私のほうで説明をしておりますので、簡潔に説明させていただきます。

遠藤委員からの意見につきましては、本文の修正の意見ということでまとめましたので、省略いたします。

次の後藤委員の意見は、また後ほど同じような意見が出ますので、そちらのほうで説明いたします。

次に上野委員の意見ですが、アサリに関しては漁場マップを利用した環境改善や波浪減衰等による生産安定対策に努めていくことにしていますが、カキの養殖については、リアス式の水深のある仙台湾と異なり、水深が浅過ぎるということで、産業的には困難とされておりまして。

14 ページをお開きください。

上野委員の意見ですが、アマモの移植試験については、天然アマモの自生が確認された浦安側に近い箇所です。既に実施しております。アマモ以外の藻場につきましては、採取したノリに混入するといったようなマイナスの面があるという指摘もございますので、現在のところはアマモ以外の造成試験の予定はございません。

下の工藤委員の意見です。県としては、行徳可動堰は治水上及び利水上大変重要な施設であると認識しており、現時点で洪水時の出水は治水上避けがたいものと考えております。三番瀬の漁場への影響を軽減するような行徳可動堰の改修や運用等、影響軽減の対策については、今後、国と協議していくこととしたいと考えております。

15 ページをお開きください。

一番上の遠藤委員の意見ですが、こちらにつきましては、今後、検討委員会の検討を踏まえて、地元市、関係機関と協議・調整を進めながら具体的な機能を明確にしていきたいと考えております。

続いてその下の遠藤委員の意見ですが、こちらにも、検討委員会の委員の協力もいただきながら、自然再生事業に有益な事例を中心に分析を行っていききたいと考えております。

その下の木村委員の意見につきましては、さまざまな視点からまちづくりを進められるように地元市と協議を行っていききたいと考えております。

一番下の上野委員の意見ですが、まず、市民の海岸の立ち入りに関しては、浦安市の考え方をもとに、海岸管理者が検討できるような具体的な案のイメージを整理しながら、海岸管理者との協議を図ってまいりたいと考えております。

また、干潟利用のルールに関しては、地域協議の場を設置してまいりたいと考えております。

16 ページ。

木村委員の意見ですが、環境保全交流会を県の事業として開催するということは考えておりません。むしろ、地元市や保護団体が協働事業として、そういったような形での活動が今後起こってくることを期待されると考えております。

それから藤本委員の意見ですが、一般紙への掲載につきましては、確かに有力な広報の一つと考えておりますが、予算の問題もございまして、むしろ、その趣旨を活かしながら、毎月配布されている県の「県民だより」、あるいは関係市の広報紙との連携等、既存の広報媒体を効果的に活用していきたいと考えております。

17 ページです。

藤本委員の意見、これは 14 ページの工藤委員の意見に対する回答と同じ趣旨でございます。

18 ページに移っていただきます。

後藤委員の意見ですが、こちらにつきましては、今、各個別の検討委員会での議論の状況について再生会議に報告していただいておりますので、そういった中で、トータルデザイン

の議論をする場として、再生会議の中で議論いただきたいと考えております。

下のほうの後藤委員の意見ですが、三番瀬再生計画は県が行う事業を対象としておりますので、県が行う事業については早期の情報公開、再生会議への報告を行ってまいりたいと考えます。県以外が実施するものについては、基本計画との整合性について配慮を要請するとともに、相手方の意向も確認しながら再生会議にも報告をしてまいりたいと考えております。

19 ページに移ります。

後藤委員の意見ですが、現行の会議運営につきまして、P D C A サイクルのすべての時点で再生会議に關与いただいて御議論いただいていると考えております。それから、個別の事業や評価をさらに詳しく検討するための評価委員会や個別の検討員会を設置し、住民参加と情報公開のもとに進められていると考えております。

その下の竹川委員の意見ですが、こちらにつきましては、基本的には住民自らが企画実施すべき事業であると考えております。なお、19 年度は三番瀬再生国際フォーラムの開催をすることになっております。

20 ページにつきましては、これは既に前回整理されていると理解しておりますので、説明は省略いたします。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

今のところは、前回報告していただいたことの再確認ということになります。確か、前回、この実施計画の後半のところについて会場の皆さんの意見を聞く時間があまりなかったように思いますので、最初に会場の皆さんで意見のある方に伺いたいと思います。実施計画（案）について意見がある方、挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。いきなりだったので、準備ができてないかもしれません。

それでは、委員の方からの意見を伺って、またもう一回、会場の皆さんには確認します。それでは委員の方、よろしく願いいたします。

いま説明があったところについては、修正はしない、留意するということについては、議事録にそういうふうに残りますので、県が事業を進めるときに意見を留意しながら進めるという答えが多い部分であります。

藤本委員 16 ページの「第 11 節 広報」のところです。有力一般紙というのは、確かに予算がかかって大変なのですが、ただ、私の言わんとするところは、例えばここに出席しておられる方とか、常日頃ホームページにコンタクトする方々は、自分から積極的に情報を仕入れられる方ですが、そうじゃない普通の人、そういう情報に自分から積極的に行かないという人がほとんどだと思います。そういう人たちに何らかの手段で情報を伝えられないかというのが、私の言いたいところでして。したがって、有力紙というのは確かに無理があるでしょうけれども、例えば有力紙に対して興味のある記事を投げ込みでもしていただければ、興味のある新聞は掲載してくれるでしょうし、もちろん「県民だより」、関係ある市町村の広報は、月 2 回出て、見る人は多いので、ぜひ、一般論じゃなくて、具体的に市等に申し込んでいただいて、定時的に、例えば私の意見では「年に 2 回」ですけれども、具体的に進めていただければと思う次第です。

大西会長 具体的に、例えば記者クラブ等を通じた記事の投げ込みというのは、三番瀬関係は

この1年でどのくらいあったのでしょうか。

三番瀬再生推進室 最近の例で言いますと、三番瀬国際フォーラムにつきましては、記者クラブの知事会見等でPRしておりますし、この三番瀬の会議そのものにつきましても、開催のたびに記者投げ込みをしてPRしております。その他、これといったイベントあるいはトピックスがあったときには、折に触れて入れているという状況です。

大西会長 それは、取り上げられた回数はどの程度ですか。

三番瀬再生推進室 特に決められた回数ということではなくて、いま随時やらせていただいているということでございます。

大西会長 新聞記事になった回数。以前は、結構取り上げられていたようですが。

三番瀬再生推進室 回数は確認していませんが、例えば事業計画が策定されたとか、そういった節目節目のものについては掲載されているということです。

大西会長 そういうことで、一応、記者発表とか、記者への資料の投げ込みとか配布ということはやっていて、取り上げられることもある。それは記者の観点ということになるので、強制はしにくいということですね。

「県民だより」等、県の広報について三番瀬が取り上げられる回数というのは、どんな感じでしょうか。

総合企画部理事 先ほどの補足にもなりますが、今年度は、昨年度と比べますと、三番瀬関係は、例えば事業計画をつくったとか、実施計画をつくったとか、そういった大きなまとまったものがございませんでしたので、フォーラムの記事にとどまっていたかと思えます。「県民だより」につきましては、今まで3回ぐらいは載っていたのではないかと思えます。あと、藤本委員おっしゃるように、趣旨につきましては、我々も今おっしゃられたような趣旨と理解しておりますので、一般の方々に広く目に触れるように、「県民だより」はもちろん、それぞれの市でつくられております広報に、三番瀬単独もあると思えますし、ほかの事業絡みで関連するというような形で載せていただくこともできると思えますので、その辺は綿密にやっていきたいと思えます。

大西会長 ということであります。

ほかに御意見ありましたら。

清野委員 県民の方と直接対話するような場合は、最近ほとんどつくっておられないんじゃないかと思うのですね。以前は、再生会議をもちろん傍聴していただくような、あるいは円卓会議の時代は、夜に来てもらうだけでなく、普段働いている世代にもきちんと伝わるように、節目節目できちんと休日に場を設けて、各市に出かけて行って説明するようなチャンスをつくっていたのです。ずっと伺っていると、リモートな情報発信であって、直接県民の方に会いながら政策をつくっていくというプロセスを、事務局のほうであまり取っておられないような気がするのですね。今後は、いろいろな計画、事業計画とかそういうのができたときに、4市にきちんと行って、県民に説明会を開いていただければと思います。県民向けであって、会議の委員だけでなく、直接聞くことでいいアイデアが生まれてくるし、直接会う中で口コミが広まっていくと思えますので、そのあたり、来年からはもっと温かきやり方をお願いします。

大西会長 事務局のほうは、今の意見についていかがでしょうか。

三番瀬再生推進室 御意見として伺っておきたいと思えます。

大西会長　　これまでどんなふうに来てきたのかということをやっと整理して、全然来てくれないと空振りになってしまうので、どういう節目で、聞いてくれる人が出席していただけるような仕組みをどうつくれるのか、その辺もこれまでのやり方も調べたりして検討していただきたいと思います。

竹川委員　　広報に関連して。広報というといろんな問題に絡んできますので、ちょっとお許しを願いたいのですが。

生物多様性の国の計画の見直しから始まって、来年は千葉県としても相当本腰を入れた生物多様性の計画を考えていらっしゃると思うんですね。やはり重要なのは、現在進めていらっしゃるように、各地域の住民の身近な問題をずっと積み重ねていって、全体としての戦略をつくるという発想だと思います。そういう意味合いで、この三番瀬の再生について、それとのいろいろな接点が出てくるのではないかと。そういう意味合いで、19ページの「住民運動との交流」ということも、生物多様性でくられるそういう一つの大きな県のキャンペーンの中で十分検討していただきたいと思います。

それから、再生会議に絡んだものだけでなく、県の各知事部局の中で、三番瀬の再生に非常に密接なパートを担当していらっしゃる各セクションが、日常の行政の中で広報として三番瀬問題を扱っていただきたい。

そういう意味合いで具体的に申しますと、県土整備部が2007年の総合的な広報の立派な雑誌をつくられたのですが、これは海岸の問題あり、護岸の安全の問題あり、さまざまな三番瀬の再生に絡んだ事業を實際上担当していらっしゃるセクションですが、そういうところの立派な広報雑誌の中に、「三番瀬」の「さ」の字もない。これでは一つの重要な分野を担っている県土整備部としてもまずいのではないかと。そういうことを改善していただきたいと思います。

それから、生物多様性ということに関連して、来年度の計画との絡みでは、いわゆる海と陸との連続性の問題、要するに生物多様性をどう保全していくかという問題が重要な項目になってくると思うのですが、それに絡みまして、漁場の再生の問題にしましても、護岸の問題にいたしましても、その辺の視点がそういう関心のテーマから外れているのではないかと。

私が申しますのは、この間の平成18年度の自然環境調査でも、評価委員会のほうからも若干問題が出されているわけですが、市川航路から西の滯筋、さらに西の海岸のいわゆる猫実川河口域における生物多様性の実態が把握されていない。来年度計画の中で、いわゆる干出域の形成の試験その他のプランが既にスケジュール化されているのですが、残念ながら目の前の猫実川河口域の生物多様性について実態が把握されていないというのは非常に問題ではないかと。これは、全然把握されていないわけではないのですが、私が最近検証してみた結果、非常に狭い、海域区分でいけば「1」という区分ですが、海岸動物と海中動物と海藻関係、それだけで264種という種目が確認されているのです。日本でもそういう例を私は聞いていないのですが、これは、あれば是非とも聞かせていただきたいと思います。

県のほうでも、非常に重要な海域だというのは、そういう希少種も含めて非常にたくさんの生物がいる。しかも、河口域とか舞浜干潟とか、舞浜干潟でも砂質の干潟、泥質の干潟、そういうハビタットのそれぞれに生まれてくるような生物があそこにいる。そういう

実態を捕まえずに、砂の投入その他の試験の計画をどんどん進めていくのは、ただ護岸の工事だけであればまだしも、全体の今後の干出域の形成とかそういう影響の大きい試験計画をするのであれば、再生実現化検討委員会の中でそういう事前調査のテーマがありますが、再生実現化計画の中の調査をあらかじめ手法的に再生会議の評価委員会にもかけ、事前の了解を得てそれを進めるという手順を是非とも踏んでいただきたいと思います。これは各項目の中には書いてありませんが、全体を進めていく意見として、是非ともこれは記録にとどめて、それなりに進めていただきたいと思います。

本木委員 我々市民として、一般紙に発信された情報というのは最も効果的であるということはいくぶんわかるわけですが、前回の議論の中で、一般紙を半分利用すると300万かかるというようなお話もあったようで、私は、いま県が説明しているように、「県民だより」は当然であります。各市町村の広報紙と連携するということは非常に大事だと思うのです。先ほども話が出ましたように、市川とか浦安とか、既に具体的に工事が具体化している部分についての市民の関心というのは当然あるでしょうけれども、船橋のような場合は、もう一つ市民の関心が濃いとまでは言えない部分があります。藤本委員の御提起のように、再生状況とか活動状況、あるいは千産千消の問題を、各市町村と連携した広報、情報発信というのは非常に大事だと思います。そういう意味から、私はこれまで他市がどういう取り上げ方をしたかわからないのだけれども、船橋も総論的には取り上げられてはいるのですが、このように具体的なもの、特に地球温暖化による三番瀬の変化なんていう部分、そういう視点からの取り上げ方は全然されていないわけでありまして、そういうことも含めて、各市町村の広報をもっと積極的に利用していくことを特に希望しておきたいと思っております。

倉阪委員 広報のことでありますが、やはり、新聞に書いてもらうようなことをやらないとだめなんですよ。「会議をやってます」だけ、あるいは「実施計画をつくりました」とか、そういったものだけでは新聞記者は書いてくれない状況だと思います。私も「三番瀬はまだこういう会議をやっているよ」と言ったら、「まだ、やってるのか」とみんなに言われてしまうという状況でありまして。もっと新聞に書かれるようなこと、それも楽しいようなこと、ソフト面の事業ですよ。ここで言いますと、例えば三番瀬パスポートであるとか、キッズクラブであるとか、予算をかけなくてもいろいろやれる余地はあって、その芽はここに載っているわけですね。それが一向に実現に移される気配がない。これが一番の問題ではないかと思っております。

例えばパスポートについても、これは円卓会議の時期からここにいらっしゃる後藤さんが提案して出ている話であって、それを具体化するための検討が県の中でどういうふうに行われているのか。そのあたりをもう一回この機会に見直していただきたいと思います。

国においても、これは地球温暖化の関係なので補助金対象にならないと思っておりますけれども、エコポイントということで環境省が概算要求にも盛り込んでいて、地域通貨というか、環境にいいことをやったらポイントが出て、それが集まったら、例えば三番瀬の海の幸が買えとか、そういうようないいサイクルが生まれるようなソフト面の事業を起こしていかないと、一般の人の関心が三番瀬のほうに向いてこないんじゃないかと思っております。このあたりの検討を。

この計画の中に書いてないかということ、書いてはあるので、これをいかに具体的にするのか、そこのところを文章化するのか、それとも決意を言っていただくのか、ちょっとわ

かりませんが、県のほうのスタンスを確認させていただければありがたいと思います。

大西会長 広報関係で幾つか意見が出ましたが、それぞれ皆さんから、もう少し情報発信が有効に行われるようにするべきだということが基本だと思いますが、県のほうでまとめてお答えいただけますか。

三番瀬再生推進室 まず全体的なことですけれども、本日、「県政十大ニュース」というものが公表されまして、その中で三番瀬の再生計画の事業計画が策定されたというのが第7位と公表されております。折に触れて情報発信をしている中でそういう評価をいただいたのかなという気持ちを持ってございます。ただ、会議をやるだけということではなかなかニュースソースにならないとおっしゃるのは、そのとおりだと思いますので、ソフト事業を今後充実していきたいと考えております。

やはりこれは5カ年間の事業計画の中で進めてまいりますので、5カ年間のを1年で全部フォローというのはなかなか難しいと考えております。例えば今年であれば国際フォーラムを開催させていただきますが、来年度につきましては、特に三番瀬再生キッズ育成ですとか、広報に関わる標語、図案の検討についてかなり力を入れていきたい。そのような形で徐々に進めたいということを考えております。

大西会長 三番瀬の円卓会議あるいは再生会議は埋立中止というところから始まったので、話題性のあるといいますが、政治的 이슈が当時はあったわけですが、今それが方向が決まって、いろいろな事業に移っていったということで、まだ事業の最中なので、例えば護岸が全部でき上がるとまた全然インパクトが大きいことになると思いますが、今やや仕込みの時期ということでもあります。しかし、短絡的に言えば、県民が支持しないと三番瀬が再生されないといいますが、そういうのも事実でありますので、県民に関心を持ってもらって支持をしてもらうという流れを、いろいろな時期にうまく方法でつくっていくことは大事だと思います。さっき申し上げたように、今の時期はやや活動が地味にならざるを得ない時期かもしれませんが、そういう時期にどうやって情報を発信していくと県民に届くのかということ県で検討して、是非、それぞれの時期での有効な広報の仕方や情報発信の仕方を工夫していただきたいと思います。いろいろなやり方がこれまでもやられてきたし、提案もされていますので、またここでの議論とは少し違う、報道との付き合いも県のほうではいろいろあると思いますので、あるいは広報の記事の取り扱い方ということ踏まえながら、どうやったらうまく載せてもらえるかという実践的な観点も含めて考えてもらいたい。何人集会に集まったかとか、何行記事に載ったかとか、そういう尺度で見て、それを踏まえてさらに有効な方法を開発していくとか、そういう非常に実践的な視点からも見ていくといいのではないかと思います。

それでは、広報については意見が出まして、是非それを強化していくということだろうと思います。

ほかの点で意見がありましたら。

後藤委員 18 ページに僕なりに意見は出したのですが、どうも県と認識がちょっと違うなと思うのは、例えば調査にしても、内部で調査を始めてある程度まとめたのを、今度検討委員会をつくって報告してからスタートするという形が最近ものすごく多いので。実は、最初の計画とか調査の計画自体も、そこをみんなで話し合っていて決めていかないと、出戻りがものすごく多い気がするのです。ですから、そこを共有して、一緒に再生会議に出して、

意見がある人は意見があることを議論しておかないと。実現化の委員会でも、立派な報告書があって、それを配ってから説明して、「県としては方向としてはこういうことを決めました」みたいな形で出てくるわけですね。そうじゃなくて、相当専門家の方も再生会議にいますので、本当に実現化するためにはどういうものを調べてという部分から一緒になってやらないと、本当の意味の情報公開と参加がなされないのではないかと。そういう意味で、僕はそれをすごく危惧しています。「報告しています」と言うのですが、結果を報告されるのではなくて、プロセスも共有するような形を是非これから考えていただきたいと思っています。そこを共有していく仕組みを。以前、円卓会議というのは、共有しながら進んできましたので。そうすると、お互いにコミュニケーションが取れてくれば、むしろ方向がはっきりするのかなと。個別でどんどんやっていって、そういう議論ができていないと、ある日突然「違うんじゃないの」という話になりますので。是非、プランのプロセスの最初からここで話していただいて、情報も、県民に対して「どう思いますか」というヒアリングもしながら、例えば浦安のことだったら浦安市民にヒアリングをしながら、船橋なら船橋でヒアリングしながら、そういうことを積み重ねた結果として実施計画が出てくるということを是非やっていただきたいと思います。よろしく願います。

大西会長 今の点について、何か答弁はありますか。

三番瀬再生推進室 今回の御意見についてですが、私、三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会の事務局をやっております。

いま後藤委員からあった意見についてですが、昨年度については、庁内検討グループということで、実現化の事業については庁内だけで検討していたということがございます。今年度については、再生会議にお諮りして個別の検討委員会ということで、再生会議の委員の方にも多く入っていただくような検討の場ができたと考えております。ただ、この検討委員会につきましては、この場ですべてを決めるということではなくて、この検討委員会の中でいろいろな意見を出していただいて、いろいろな提案をしていただく。そういったものを再生会議のほうに検討委員会から提案して、また再生会議でその提案に対して意見をいただいた上で、さらにまたフィードバックして、その後また検討を続けていく。そういうやり方で進めていきたいと思っておりますので、後藤委員がおっしゃられたところまで十分にできるか、できていないから言われているのだとは思いますが、そういったことも考慮に入れながら進めているということを御理解いただければと存じます。

大西会長 今のは、少し大きく構えれば政策形成のあり方ということで、この間、問題になったのは、一つは実現化検討委員会、もう一つは都市計画の問題ですね。

実現化検討委員会のほうは、庁内 千葉県の中、再生会議を含めてでの議論ということになると思いますが、もう片一方は市の議論と連動しているということで、もちろん実現化検討委員会のテーマについても政策形成をできるだけオープンにして、一旦県が固まってしまってから一線を引いて議論が始まると、なかなか、交渉的議論になって根本的議論になりにくいということがあると思いますので、議論の仕方を工夫していただきたい。

それから、相手があるといいますが、これから市のまちづくりと三番瀬の再生ということがテーマになってくると思いますので、ここも行政の中で県・市が合意して再生会議と対峙するという構図は非常にまずいと思いますので、そういうふうにならないように、フラクに意見交換ができるように。再生会議も、円卓会議からずっと振り返ってみると、

例えば浦安の市民の意向を十分反映した案ができたのかどうか反省すべき点もあると思いますので、我々としてもそこは注意しながら、住民の意見を十分に踏まえて議論する場をつくっていきたくて思っていますし、事務局のほうでもそういう方向で対処していただきたいと思います。

本木委員 広報の問題がいろいろ議論が出たのですが、それとの裏腹の問題としてちょっと確認をしておきたいのですが、ラムサール条約への対応という部分があるけれども議論されてきたのですが、もうひとつ進まない。かつて副知事が円卓会議に出てきたときに、政治力学の問題があるからということがございました。私は当然政治力学の問題はあると思うし、また、漁業者の理解あるいは県民への理解がまだ完全に進んでいないといううらみもあるかもしれない。ただ、担当課の対応として「県議会の理解を得られるよう引き続き検討を進めたい」と言っておられるのですが、逆に、県議会の理解が今得られない決定的なというか、根本的なというか、基本的なといいますが、それは一体何なのでしょう。我々県民としてこの辺についてはぜひ理解しておきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

自然保護課 いま御意見いただいた中で、県議会の理解を得られるよということ、これは条例のところでの説明かと思いますが、条例の担当は別になるのですが、その前にラムサール条約への登録がなかなか進まないのではという質問についてですが、ラムサール条約の登録にあたっては、その前に、もう一つ前の手続として、国指定の鳥獣保護区に指定されているという要件が一つございます。この鳥獣保護区の指定にあたっては、利害関係人の合意を得ることが要件になっております。その利害関係人の合意というのは、これは環境省のほうで選定されるのですが、漁業関係者、土地所有者、あるいは自然保護団体の方々、そういった方々の合意が必要ですよということで、それらの合意が得られれば鳥獣保護区に指定される。鳥獣保護区の指定がされ、さらにはラムサール条約への登録について地元の総意というか賛意が得られれば条約への登録が進んでいくという手順になりますので、現状ではまだ一つ前の鳥獣保護区の指定に向けての手続が必要、関係者間の調整が必要ということですので、その段階で県としても地元の自治体として関係者の調整に勉強会なり意見交換という形で機会を設けているという状況でございます。

三橋委員 円卓会議の終わりのほうで、関係者の理解を求めるということで、努力するというお話だったはずですよ。特に漁業者を含めて。それについてはどういう理解を求めた方法が行われてきたのか、行われていないのか、その辺をもうちょっと具体的にお話してください。全然進んでいないのですよ。何をやったかという報告も聞いてないんですよ。

自然保護課 全然進んでいないということですが、実質的にどんなことをやっているかと申しますと、昨年からですが、漁業者の方々との意見交換といいますが、先ほど申しましたように、鳥獣保護区に指定されるとどうい問題があるのかといったこと、ラムサール条約に登録されるとどういことになるのかといったこと、勉強会、意見交換会を各漁協の方々で設定して、意見交換を行っております。

木村委員 この前、僕が質問したときに、会長さんからそういう趣旨があって、議事録にもまとまっているのですが、「この会としても、場合によってはそれを求めていくことも必要だと認識している」と大西会長さんからありまして、三番瀬再生会議としても、単に県の仕事とかそういう状況を聞いているだけでなく、もっとプラスの方向できちんと要求を

していくことが大事だと思います。習志野市の場合は、ラムサール条約に加入して、非常に市民の認識も高まりましたし、ローカルのテレビで毎日やっているんですね。そうしますと、そういうインパクトは非常にあります。

このラムサール条約というのは、僕は一つの大きな三番瀬のポイントだと思っています。これをきちんともっと強力で押し進めることによって、認識が広まってくると思います。三番瀬の会議でも、ラムサール条約は、その前の国の鳥獣保護区の問題に突っ込んで、そこまでして、では漁業者はどういう意見なのかという話はしているけれども、どういうことで反対なされているのか、どういう障害があるのかということが明らかにされていないのです。僕なんかいろいろ言うと、この会もそうなんです、単に実施計画とか文字の変更だけに終わって、もちろんそれが実施に影響はしているのですが、もっとインパクトのある進め方を私たちも考えていく必要があると思います。そのためには、ラムサール条約については、もう少し、会長さんが言っているように「求めていく」という決議をするぐらいの方向性が大事だと思うのですが、どうでしょうか。大西会長からも一言お願いしたいのですが。

大西会長　　そういう意味では、1回、決議と言えるかどうかかわからないですが、再生会議レベルあるいは円卓会議レベルでは、ラムサール条約の推進ということは決めてあります。そして、ここで条例を議論していたときもラムサール条約を推進しようということは合意なのですが、漁業者とも具体的に詰めたこともあります。ただ、それから再生会議そのものとしては、しばらくその問題で漁業者と詰めて話をしたことはないです。もう2年ぐらい経っているということになりますね。現時点で漁業者の代表の方も代わっているという事情もあるので、こういう時点でもう一度議論してみる意味はあると思いますけど。以前は円卓会議の中に漁業者もおられて、ここで意思表示されたこともあるのです。

大野委員　　漁業者に向いているようですから。私は、いま船橋漁協の組合長をやっております大野です。

このラムサールについては、先だって、船橋市選出の自民党の議員が、新聞で私は知ったのですが、知事選に出たい、それについては公約をする、と。その公約が、堂本知事の三番瀬の埋立撤回を撤回すると。そういうことを新聞紙上に発表されたわけです。いま笑いが出ましたけど、我々漁業者は、特に私は、これはちょっと危機感を抱いています。これを正面切って議論とかではなくて、条例をつくるとか、ラムサールへ登録するとか、そういうことをする必要は切に感じております。

感じていて何もしていないのか。そうではなくて、船橋市においては、役員会ではそういう方向を打ち出す。そして勉強会を続けていく。ただ、漁業者の場合、文字あるいはお話だけでは理解しません。すなわち、バーチャルですから。今考えているのは、同じ漁業者でラムサール条約に登録した組合があるわけですから、そういうところの漁師を招いて実際の話聞く。そういうことを早急にやる必要があると私は感じております。

それから、周りの空気といいますか、自治体も含めて、あるいは国も含めてですが、骨太の目標といいますか、なぜ三番瀬を保全していかなければならないか、そういうものを今の時流に乗せることが必要だと私は感じております。と申しますのは、今、地球の温暖化、食糧の自給問題、あるいはエネルギー問題。三番瀬という海域は、当然、生物多様性で、そこには我々の食する海産物が揚がっているわけです。目の前で獲れるものは、他の

海域と比べれば、あるいは輸入品と比べれば、エネルギーの消費量というのは大変少ないわけです。あと、海域が空気を調整する、温度調整するということは、それを埋め立てた場合は当然砂漠化するわけで、これは地球温暖化を促進することになります。まちづくりの三番瀬ですけれども、その三番瀬周辺に集まった人たちが、三番瀬あるいは東京湾の水産物を消費するとすれば、かなりのエネルギーの節約になるわけですから、食糧戦略というか、今の例えば環境省の生物多様性の国家プロジェクトというか、そういうものに組んでいるわけですから、シンク・グローバリー、アクト・ローカリー、すなわちアクト・ローカリーをやっているわけですから、そういったことを骨太に前面にドカーンと出さない限り、私は一般の人でもあまり関心を持たないのではないかなと感じております。

市川市 市川の漁業者が出ていないものですから、過去の経過を一応説明させていただきます。

いつだか忘れたのですが、船橋、市川、浦安の3市で国設鳥獣保護区の設定とラムサール条約登録湿地の指定の要望を、県と国に何度も要望しています。それから、市川市単独でも県と国に要望しております。そのときには、漁業者にも私は説明に行き、了解を得たのです。これは決して漁業と相反するものではない、漁場環境の改善も当然やりますよという前提で、三番瀬の再生と同時ですよという説明をして、一応御理解をいただいた。ただ、その後、なかなか自分たちの思ったとおり漁場環境の改善が乗らないということで、この会議にも出席されなくなった。また、ラムサール条約登録湿地についても、そっちの環境改善というか漁場環境の改善が約束されないようでは、そういうものも受けられないというふうになってきたのかなと思っています。ですから、ちゃんと再生が進んで、環境がよくなることと漁業がよくなることは一体だと、皆さん認識していますよね。鳥が来るから漁業のじゃまだとか、そういうことじゃないんです。昔は鳥はいっぱいいたけれども漁業もよかったんだ、だから自然環境がいいということは漁業にもいいのだと、そういう認識は持っていますよ。ですから、ちゃんと漁場環境のほうも進めば、三番瀬の再生がちゃんと進むのであれば、それは理解が得られると思います。ただ、いくら経ってもちっとも自分たちの思ったとおり進まない。それで、今は同意が得られないという状態なんじゃないですか。そういうふうに私たちは認識しています。

大西会長 ちなみに、いつまで経っても進まないというのは、どの点ですか。

市川市 現実的な漁場環境の改善が何ら具体的な策が進まないという意味だと思いますが。

大西会長 今の点、ラムサールについては、条約と一体で、具体的で目に見える進展をさせるということになって、なかなかこれ以上の表現はないぐらいではありますが、僕は、客観的に見ちゃいけないのかもしれないけれども、少し、しばらく無理かなというあきらめモードというのか、永遠にということではありませんが、というのがあと思っています。それは、一度条例案を議論していた時期にかなり詰めたことがあって、ぎりぎりのところで一歩進まないということで、今あまりぎりぎり煮詰めた議論が行われていないのかもしれない。いま市川市がおっしゃったような事情もあるということですが、大野さんが指摘されたような動きもありますし、もう一度、条例やラムサールというのは三番瀬の保全を担保する非常に具体的な手段ということになりますので、そうした観点からも県のほうでも検討するし、再生会議でも、またそこを、表現としてはこういうことなんだけれども、具体的にどうするかということをお皆さんと議論していきたいと思っています。

本木委員 我々市民は、どうしてなんだろうかと。このラムサール条約への登録促進というの

は、私は、再生への象徴の一つだと位置づけてもいいくらい大事な問題ではないかと思うのですね。ところが、今、県のほうの説明をいただいた中で、私は失望したのですが、これは3年、4年前から同じ説明を繰り返しているのですよ。つまり、ラムサール条約の登録の前に鳥獣保護区の指定があります、そこには規制があります、そこを規制するためには関係者の理解が得られなければならない、現在も得られていない、だから県議会の理解も得られないのだ、というような今の説明だったわけです。そうすると、今までの説明から一步も出ていない。しかし、私どもの会の中にも漁業関係者はたくさんいます。そういう人たちに言わせると、「私どもは反対なんかしちゃいないよ」と。今いみじくも漁業組合の代表者からもそういう御意見が出ましたけれども。そういう中で、それでは今このラムサールの問題を考える中で、私たち県民は何が一番根本的に問題なのだろうか。私はこの再生会議に席を置きながら、率直に言って、なかなかこの部分が理解できない。したがって、関係者と話をすると、「おれたちは反対していないよ」と言われますと、けどこうじゃないかと言えない部分があるのですね。この辺については、ぜひ、こういう問題があるから理解が得られない、したがって県議会の理解も求め得ないのだと、こういうふうな説明をぜひしていただきたいと思います。

倉阪委員 会長は条例とラムサール条約と一緒にまとめられたのですが、ラムサール条約の登録のほうはかなりいろいろな面で効果が多いはずで。市川市のところに環境学習施設といたたものを建てよう、みたいな話もあるわけです。ラムサール条約に指定されたら、もしかしたらうまくいけば国から補助金が出るかもしれない。そういった効果もあると思いますし、木村委員もおっしゃっているように、一般の人に対するアピールというのはかなり違うはずで。

さっきの自然保護課の話では、勉強会をやって理解が得られないという話だったのですが、大野委員の話と感触が違いますよね。今年どのくらい勉強会をやられて、そこで具体的にどういう話が出ているのか、もう少し詳しく教えていただかないと、せっかく前のときに「具体的に目に見える進展をお願いする」という、付帯決議じゃないですが、そういう意見をつけて再生会議のほうからの答申を出したはずなので、さっきの答弁ではそこに対する回答になっていないと思います。もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

大西会長 重ねて意見が出ていますので、県のほうから。18年度については、手元の資料に4回やったということがありますが、19年度、今まで、どんな感じでしょうか。

自然保護課 今年度、19年度は1回でございます。

私の説明が足りないところから出ているのですが、漁業者が反対しているから進まないということではないと私は思います。三つの漁協さんを回って、船橋以外の漁協さんでは、まだ漁業補償問題も片づいていない、まだ調停が始まったばかりということもございます。それから、先ほど出ましたように三番瀬漁場再生の問題もまだ検討中というようなことで、もう少し先が見えるような状態にならないとなかなかラムサールということも真剣に検討できないといいますが、そういうようなニュアンスで伺っております。

意見交換、勉強会を行った中で、心配されているというか懸念されていることは、鳥獣保護区に指定されるということは、鳥が生息する環境がよくなるということが増えるのかな、そうすると事業にも影響が出るのかなという懸念ですね。例えばノリの業をやっておられる方などは、ノリの中に鳥の羽が混入するといったようなことも心配されるというこ

と。それから、直接魚なども食べられてしまうこともあるということでの懸念などもございます。鳥が増えた場合の被害対策などはどうなるのだろうかということ。その他、さまざまな心配といたしますが懸念を抱かれています。いずれにしても漁場再生の検討がもう少し進むまで、あるいは漁業補償の問題がもう少しはっきりするまで少し時間が欲しいというニュアンスでの勉強会の中身でございます。

それから、私ども、漁業者の方々が反対されているからこういう機会を設けているのではなくて、ラムサール条約に登録される、登録された後、保全・維持・利用について地域を挙げて取り組む必要がある、地域の幅広い方々の総意の下に登録される必要があるだろうということで、そういう中でも海に関わっていかれるのは、日常的にどのくらい関わりが強いということから見ても、漁業者の方々だろうということで、まず最初に意見を伺うということで機会を設けているということでございます。

大野委員 鳥の話が出ました。うちの組合では、今彼らに話しているのは、三番瀬がなくなれば漁業は消滅するわけです。鳥もいなくなるでしょう。鳥の餌になる魚、鳥の餌になるノリがそこになければ、鳥も消滅する。どっちが先か。仮に魚が食べられる、ノリが食べられる、ではそれをどう被害を防ぐか、それは2番目の話であって、そこで豊かな漁業を営むということが先決ではないか。そういう話で、ラムサールというのは今の状況からすると緊急の話だということが、今うちの組合の役員会では常に出ています。

当然、そのネイティブ、我々は土着民ですけれども、三番瀬で百年一日のごとき漁業をやりながら今日も生活しているわけですが、その生活を守るには、大都市の真ただ中にあるわけですから、普通の漁場とは完全に異なります。やはり自然環境をどう保持していくか。この話は、漁業者だけではなく、三番瀬の周辺の都市にも大きな利益になると私は考えています。それを実現するためには、漁業者一人ひとりに理解させたいというのが今の考え方です。漁業者というのは、海へ行ってないとお金にならないんですよ。例えば、今、ノリ屋さんはノリの時期ですから、寸暇を惜しんで生産に励んでいます。ですから、勉強する時間、やはりそういう時間は必要なわけです。

ただ、自治体は全然関心ないですね、どっちかということ。反対に、ラムサールに早く登録したい、それはどういう手順とか、あるいは将来のワーキングチャートというか、事の進め方の計画なり何なりをいついつまでにやって、いついつまでと。ただ、今、心強く思っているのは、この間閣議決定した多様性の国家戦略、その中で、4カ年の間にラムサールに10カ所ほど登録するという話があるわけで、その一つに三番瀬は入らないものかなと思っています。

あとは、隣の組合のことを船橋の組合がとやかく言うつもりは一つもありません。組合というのは、みな経営方針が違うし、漁業者の考え方も違うわけですから、そういう中で、船橋は船橋、そう考えています。ですから、船橋の漁場だけでもラムサール登録ができればいつでもやりたいと、そう考えています。

倉阪委員 具体的で目に見える調整というときに、1回しかそれぞれやっていないというのは、かなり問題があるんじゃないかと思えますね。大野委員がおっしゃったように、ほかの登録湿地の漁業者を招くようなことを県が企画してやるとか、もっと具体的に動いてやらないと、県の熱意が伝わらないから本気に考えてくれないというようなことはないんですかね。県のほうがちゃんと熱意を持ってやれば、本気になって考えてくれるところがあるよ

うな気がするのですけれども。そういう熱意が伝わってこないですね。

遠藤委員　　ちょっと遅れて来たので、一部わからないところもありますが。

今いろいろお話が出ている内容は、出るべくして出てきたのかなという感じがいたします。なぜかといいますと、具体的な中身というのは、20年度もそうですけれども、この三番瀬再生のためにやらなければいけないという内容は非常に多いのですね。そのために再生会議が方針を出して、可能ならば幾つかの小委員会をつくって、そこが具体的な案を出してやるというような方向になっていったんじゃないかと思います。ここにいる委員だけでも二十数名おりますし、また事務局を入れますと相当な数ですね。会議の進め方としていつも感じていたのですが、いわゆる事務局対委員ということで、まとめるということよりも、意見を交換するという形で、しかも視点が違った形で、それぞれの大きな方針を議論するのではなくて、現象的な話だけを議論しているわけですね。

一つの例ですが、護岸検討委員会では、勉強会をしたりいろいろなことを何回かやってきたわけですが、委員がいろいろ出した意見、あるいは事務局側が出した意見を、一つの形として具体的な設計例とかにできるコンサルタントがついているわけです。ですから、両者の意見をまとめたものが具体的な形として出てきているわけです。その形が予想通りのものである場合もありますし、そうでないものもあるわけですが、少なくとも具体的な形が出てきているからこそ、そこで議論がどんどん行くわけです。そうすることによって、個々が考えているものがいろいろ修正される、あるいはこういう考え方もあるのだというようなことが実は出てきて、前へ進んでいるわけです。

一つのやり方としては、そのように各小委員会がまず一つ一つの内容をちゃんと分掌して進めていく。その方針については、再生会議が大きな方針を持つ。例えばラムサール条約の件とか出てきましたが、ここで個々の話をされても我々はわからないことがあります。それはほかの部分もそうなんです。ですから、そういうことを各委員会でいろいろ議論されて、事務局はむしろ、いろいろな情報を提供する、あるいは掘り起こすという役目ではないかと思います。委員は、それに対していろいろな視点からいろいろな方向を考える。

では、それらの意見をまとめるのは誰かといいますと、今はまとめる人がいないといいますか、それぞれが言いっ放し。ですから、再生実現化検討委員会にも、新たな機関といいますか、それをやるコンサルタントがつくことになったわけですね。そういったところが、両者の意見を出したものをある形にしていく。

先ほど後藤委員が言われましたが、たまたま再生実現化検討委員会では、いろいろな検討内容についての話が出た直後に、具体的な国内の干潟とかそういったところの情報提供が出たわけですが、ただ出てきたというだけのものを羅列した形で、具体的にそれをまとめた形になっているようですが、実は中身はまとまってなかったのですね。それというのは、いろいろな疑問や、もう少し言いますと、一つ一つの事例に対して疑問に思ったことについて、さらに深く個々について調べていないのですね。そういうことがあれば、いろいろな情報が得られる。それから、一つのデータをまとめるのに共通したある視点で見れば、単純にどのくらいの広さが平均的な値なのかという観点から見たとしても、いろいろな分布が出てくるわけです。例えばの話ですけれども。ほかに、例えば、成功しているのかしていないのか、それが何が問題だったのか。相当時間が経過しているわけですから、そういったことも含めたような、総合的にまとめて、こういう形がいいのではない

だろうか、あるいはこういうところに問題があるのではないかとということ全部まとめ上げて出してくれば、まあ行くのですが、一つはそういうことがあった。ただ、事務局が庁舎内で複数の機関でいろいろ検討していると言っていました、所属はそれぞれ違うわけですから、その所属のデータをまとめた、あるいは一本にしたというだけでして、内容が議論されていない。先ほど「専門家を入れて」というのは、まとめた段階でどういう視点でこれを見ていくかということによって一つが決まれば、そういうものについてまとめた結果が委員会に出れば前に進むわけですが、そういうことではなかったということが一つありましたね。

具体的に言えば、もう一度申し上げますが、方針が決まって各委員会でいろいろ議論した結果をまとめるような一つの機関といいますか、一つ一つの委員会がありますので、その中にそれがあれば一番いいわけですが、そういうような具体的な形、目に見える形にしていけないとインパクトが強い形が出てこない。それから、頭の中で考えてやっていますから、それぞれがみんなイメージが違うというような感じがあるわけです。ですから、是非そういうような形でやれるように。

実はあるところである工夫をいろいろやっていたのですが、実は似たような形なんです。両者の意見をくみ上げて、全く別な立場、中立な立場でまとめ上げたものをつくって提案するのです。それをまた両者が白紙の立場で見ていくのです。そういうことによって新たな形の具体的な絵をつくっていくわけです。そういうことができれば前に進むわけですが、今の段階では、「前に進む」という意味で言うと、あまり進んでいないような、議論ばかりしているというような感じの会議になっている。

以上です。

竹川委員 今の話にもあったのですが、もう一度ラムサールの問題ですね。ここまで詰まってきた会議というのは初めてではないかと思えます。

やっぱりこれも、こちらのほうの主体性で県のほうをバックアップするとか、ないしは漁協さんの動きをバックアップするとか、そういう形でやったほうが実りが多いのではないかと思えます。そのためには、例えば三番瀬再生会議の中に小さな特別委員会を設けるとか、もしも県のほうが漁業・水産のほうを説得するためには、自然保護課なり再生推進室と三番瀬の委員と一緒に動いて、そういうプロモートする一つの主体をどこかでつくらないと、県の中でも漁業のほうでも今三すくみになっているのではないかと。特に漁業補償の問題等が絡んでくるとすれば、なおさら第三者的なそういう色合いで進めていかないと、あの補償自体もいま頓挫してしまっているわけですね。そういうものを全体としてまとめて解決して進んでいくとすれば、そういうふうな体制をつくることをこの再生会議の中で来年度の取り組みとして検討していただければと思います。

もう一つ、ついでで恐縮ですが、市川のほうで例の漁業者の方々の意見もあって進んでいないという状況がだんだんと濃くなってきているのですが、漁場再生の問題が進んでいない。これについて言いますと、漁港をどうするか、そういう問題も今まで円卓会議等かなり論議してきたのですが、最近、現状の市川漁港の中で整備するという方針で、その辺のプロセスが僕らはわからないのですが、前は、もう少し沖のほうに500m出して、場合によってはその先、突堤のほうに漁港云々という話もあったのですが、そういう問題が、どういう理由かわかりませんが変わってきたとすれば、このラムサール問題も、多面的な

要素を一挙に解決するという発想で、来年度それこそ具体的に進める組織を御検討願えたらと思います。

清野委員　　まずラムサールについてですが、漁業者の説明とかお気持ちというのは、今日かなり情報が集まったと思います。

ラムサールの次回の会議は、隣の韓国で、漁業との共存も含めた会議が行われるわけです。ですから、三番瀬もずっといろいろ膠着されてきたとは思いますが、円卓会議の時代と今とでは、多分、漁業とか環境と経済とか、大きく時流が変わってきていて、それを担保するようなさまざまな政策で、生物多様性国家戦略の中に海が大きく入ってきたとか、あるいは海洋基本法ができて漁業の位置づけがかなり見直される、あるいは環境保全型漁業については追い風になる可能性もあるとか、今そのチャンスとしては非常に重要な時期のはずです。

一方で、三番瀬の再生全体を含めてですが、どうも今の環境への展開とか海洋政策の状況に非常に疎いような感覚を受けています。それは、是非県の総合政策として、三番瀬だけじゃなくて沿岸政策全体だと思うので、今の非常にチャンスを狙ってあちこちが動いているときに、ここが無風だということも残念なので、この委員の中にも大きく関係されている方がおられますので、県のほうでもそういう方向でも検討していただければと思います。

もう一つ、さっき遠藤先生からお話が出たいろいろな会議の進め方です。

事務局のほうには先週お会いしたときに申し上げましたけれども、私自身は評価委員会を辞めてもいいので、勉強会の開催プログラムをつくるという立場の専門家を1人つくってくださいとお願いをしました。

なぜかという、私はこの半年、評価委員会の関係とか再生会議について、1回3時間ぐらいずつ会議以外のときに話し合いを持ったり、あるいは、ドサッと資料が送られてきて、これを読んでくださいと言われてたりして、対応はしてきましたけれども、あまり形になってこなかったのです。こちらがアドバイスしたことがどうして次々流されてしまうのか、いろいろお話もしましたし、考えましたけれども、多分、遠藤先生がおっしゃったように、一つ一つのところを手堅く押えていくということが欠けていたのです。だから、抽象的な言葉合わせになっていたり、あるいは専門家のアドバイスで、1枚1枚の図やデータを見ながらのアドバイスならわかるけれども、総じてのコメントは流しちゃうということだった。

評価委員会というのは、アドバイスして県が「わかりました」「やります」という仕組みです。円卓会議のときには、専門家会議というのがあって、県と一緒に調査計画をつくったりデータを見たりという中身の議論をしていたのです。勉強会をするようなことで、ワーキンググループもたくさんあって、大変だけれども認識は深まっていたのです。ですから、私自身は、県の事務局の今年の状況を見ていて、会議費は取らなくて、県の中の事務所とか、市川海岸の委員会でやっているようにお金をかけない方法で、1個1個懸案のことをきちんと疑問をクリアしたり、それに関わる方をお呼びしたりする、あるいは昼間に現場を見に行ってみるとか、そういう場をつくっていただきたいと思います。それは今日ここで調整せずに発言して会長にも申しわけないのですが、私自身は、見ていて、お互いやり方を変えて、もうちょっとダイナミックに、かつ着実に進めないと、三番瀬は大きく政策形成力を落としているので、これは回復しないとと思います。

ですから、私ができることは、どちらかということ、事務局と一緒に1個ずつ滞っているところを理解して、そのプロセスも、事務局と私で3時間話すというよりも、もっとみんなと一緒に公開の場で話して考えるというやり方をさせていただけたらと思います。すぐの返事は要求しませんけれども、私としては、専門家としても、多分遠藤先生もおっしゃっていたような苛立ちがあって、それが事務局を萎縮させてしまうとしたら、私自身が評価委員という立場を辞めて、評価じゃなくて事務局と一緒にやりたいです。ですから、次回以降、こういう組織論で言っている委員会と事務局というのではなくて、もうちょっと「一緒につくっていく」という立場を何らかの形で設けていただければ、大勢の専門家ももっといろいろなことができるし、やりがいがあると思うので。市民の方もそうです。だから、ちょっと仕組みを御検討ください。

松崎委員 ラムサールについてですが、大野委員の不退転の決意をお聞きしました。これは船橋ですね。私は市川市行徳、土着民ですが、市川市は南行徳漁協、行徳漁協と二つあります。浦安市はないんですね。理解が得られないというところになると、田草川さんがいらっしゃるけれども、「では、市川市かい」という話になりますよね。市川市に漁業関係者というのはどのくらいいるんだろう。私の知っている中でも、ノリ関係者はそんなにいないです。

私の親父は実はノリを採っていました。何十年も前に辞めましたけれども。さっき県の方が「鳥の羽が入る」と。昔はもっと鳥がいましたから、そんなことで反対しているのかいと思うんです。これは、県がある程度調整役といいますか、中に入って、大野委員のような考え方がもっと引き出せないのかなと。私は単純に考えてラムサール条約大賛成のほうで、何で反対している人がいるのかわからない。鳥の羽が入るなんて、私は子供の頃にノリを採っていましたから知っていますが、昔のほうが鳥はいたわけで、そんなことで反対しているのかなと思っています。

県にお願いしたいのは、そこに入ってまだ1回しか何かやっていないとおっしゃる。もっともっと理解していただくためにやったほうがいいなと私は思っているし、その辺をもうちょっと一生懸命というか、一生懸命やっていないと言っているんじゃないかと、考えていただければ、大野委員のような考え方をする市川市漁民がもっと現れるのかなと思っています。調整役といいますか、その辺をやっていただければありがたいと思っています。

大野委員 なぜ鳥の羽が問題になるかといいますと、今の生産体制は昔と全然違います。昔は、手で採って、次はペットという吸い込みの、それから脱水機があって、そこでごみが分けられた。今は、ピアノ船という能率を考えた採り方で、網に直接カットしていくわけです。大量に。そこにほんの少しでもごみがあれば、もう一つは、食品衛生か、今の食品の偽装問題じゃないですが、安全・安心ということで、異物が混ざるということだけでかなりの信用問題になるし、またクレームがつくわけです。そういうことで、異物の混入に漁業者は大変敏感になっています。市場がそういう市場ですから。ですから、生産体制が違うんですよ。

三番瀬というのは葛南地区ですよ。県がやるというのは、銚子も鴨川も館山もみんな入っちゃうんですね。そこで千産千消や、あるいはブランド化をやっているわけです。船橋市は三番瀬でブランドを取っています。これは船橋市だけじゃないですよ。本当は市川もやりたいと言えば、一緒にやっていかなければならないと思います。それは、そのの

人たちが努力していかなければならないし、そういう方向を考えていかなければ、今の社会では経済的には生き延びられないわけです。やはり地方の時代。それは、その生産者の見解というところに委ねられる。そういうノウハウとかソフト面をバックアップするのが、当然自治体には人材が揃っているわけですから、そういうところで担当がアドバイスしていく。

今見えないのは、三番瀬の漁業あるいは東京湾漁業が将来どういう形がいいか。日本全体、漁業には問題があるわけですが。燃油の問題もありますし。そういう中で、大規模にやったほうがいいのか、もっと職人技で違う方向がいいのか、そういうことも考えていく時代なんです、本当はね。ただ、鳥の羽というのは、1枚でも2枚でも、今はもう取っていっちゃうわけです。そこに問題があるわけです。本来、そういう生産方法は三番瀬海域ではあまり合わないのかなと、私は思っています。

市川市 何となくこの場の雰囲気だと、市川側の漁業者が反対しているからできないみたいな雰囲気になると思いますが、そうではないと思いますよ、私は。では、漁業者が「いい」と言ったら、すぐにできますか。前に市が三者で持っていったときに、堂本知事は「まだそういう時期じゃない」と確かお答えしたと思います。やっぱり環境再生が先だと、そういうお話だったと思ったんです。漁業者さえ了解したら、すぐでもできますか。それだけだったら、漁業者だけを説得すればいいのですが、実はほかにも問題があるんですということになりませんか。第二湾岸の問題があるとか、そういうことがあるんじゃないですか。さも、いない方のせいにするようなやり方は、おかしいと思います。

大西会長 いらない方というのか、円卓会議のときはいらして、そのときははっきり表明されましたね。

市川市 反対ですか。

大西会長 ええ。それはこの場で表明された。

市川市 それはさっき言ったとおりです。

大西会長 今、県のほうに、漁業者が「うん」と言えばすぐにでもできるのかという意見がありました。いかがでしょうか。

自然保護課 先ほどもお話しさせていただいたかと思いますが、利害関係人というのは漁業者だけではなくて、例えば猟友会、観光業の方々、自然保護団体の方々、それから農業、漁業の方々も含めて、その中から利害関係人を選定するということになっておりますので、漁業者だけということではありません。

先ほど私も、漁業の方が反対されているからということではないということは申し上げたかと思いますが。ほかの漁業補償の問題なり漁業再生の問題の進捗をもう少し見守りたいということであったと申し上げたかと思いますが。

大西会長 今日は皆さんに少し時間を取って発言していただいているのですが、残り時間も1時間を切ったので進行を速めざるを得ませんが、大体意見は出尽くしたと思いますので、それはそれなりにまとめていきたいと思いますが、今の問題で重ねて御発言があれば。

木村委員 これは先ほどの遠藤さんの話にも通じるのですが、連絡小委員会ということを行ったのですが、問題のことをきちんとつくらないと前に行かないと僕も思います。そういうことでまとめるのではなくて、そういう形がいいかどうか、三番瀬の委員に、挙手でもいいから、そういう形で進めるという方向を確認してもらいたいと思います。進める前にお

願います。

本木委員　私は、やはり、認識を一致させないと、なかなかこの議論は進まないと思います。私が冒頭、県議会で理解が得られないのは何ですか、と。それは漁業者、住民の理解が得られないからだ、得られないのは鳥獣保護区の問題があるからだ、こういう説明だったんですよ。この問題が出たときから、県はそういう説明をしていたのです。つまり一歩も出ていない、だから私は失望したのだというふうに申し上げたのですが。例えば清野委員がおっしゃるように、この場合は事務局対我々委員という図式ではないのだ、一緒に知恵を出し合う場なのだということであれば、やはりその問題点の基本を、同じベースに立って同じような理解をしなければ、お互いに知恵を出し合うことはできないでしょう。

今、「漁業者が」というのはこのラムサールの話をするですすぐ出てくるのだけれども、私が聞き及ぶところによれば、漁業者は反対なんかしてないよ、こういうことをよく耳にするのですね。いみじくも、今日、漁業組合の大野委員が、船橋だけでもラムサール登録を進めたいと、ここまでおっしゃっているのですね。そういう中で、「では、漁業者が賛成したらできるのですか」という質問で、そうではない。では、県民の立場でどういう問題があるのだろうか。この辺をしっかりと整理して、そして認識を共通にしないと、この話はなかなか進まないし、知恵を出し合うこともできない。また次の機会ということになると年度が変わってしまうのかもしれませんが、次の機会には、このラムサールの問題について、具体的に何が問題で、どこまで今来て、今後どうするのか、この辺を少し事務局として整理をしていただければありがたいと思います。

大西会長　それでは、委員の発言はこれくらいで一旦切って、会場から、さっき意見はなかったですが、もしありましたら願います。

発言者A　松戸のAと申します。

さっき自然保護課の方がおっしゃった調停の問題について、ちょっと申し上げます。

私は、いま補償とおっしゃっている問題の前段となる裁判をしたのですが、そのときの原告でした。今も後継組織として年に何度か直接企業庁長さんとお会いして、今の調停について話を伺ったりしています。今年の7月から、南行徳漁協、行徳漁協で、それぞれ東京地裁で、今年既に数回調停が行われております。来年もまだ調停がずっと継続されるということを、最近、企業庁からお伺いしました。

何を申し上げたいかということ、私たち原告の後継組織は、調停をされている企業庁長さんにお会いしたときには、是非その中にラムサール条約の登録をお願いしたい、それも含めて漁協さんに調停をお願いしたいということを何度か要望として申し上げておりますが、まだ調停中であるのでそのことは何とも言えませんが、おっしゃる回答がずっと続いております。自然保護課の方にはお願いですが、そういうふうに直接お話しする機会があるのであれば、しかも調停が済めばラムサール条約登録に積極的に対応していただければ、しかも調停が済めばラムサール条約登録に積極的に対応していただければ、是非そのように確約していただければ、是非そのように働きかけていただきたいと思います。

発言者B　千葉市のBです。

先ほどラムサール登録が進まない理由について、市川市から県に、漁業者が納得すればいいのか、第二湾岸の問題があるじゃないかと言いますが、それについて県の見解をお願いいたします。

発言者C　私は市川のCと申します。

ラムサールについては、この会議でも何回か会場から発言させていただいて、いま委員の方々の意見を聞いていて、改めて、そう言うのは失礼ですが、ラムサールの問題は皆さん非常に真剣に考えてくださるということについて、本当に共感を覚えたわけです。

私は、自分が属する組織で、ラムサールを早期に実現してほしいという署名運動に取り組んでいるのですが、いま私は、10万の署名を集めるところで7万2,000を超えるくらいで、何とか近いうちに10万を集めたいと。10万というのはかなりの数だと僕は理解しています。すべて県民だけじゃありませんけれども、県民が中心です。

そのラムサール署名をやっている中で、皆さんからの反応、もう7万数千あるわけですが、その中で圧倒的に多いのが、「三番瀬は堂本知事が白紙撤回したので、あれで解決したんじゃないですか。何で今あなた方がするんですか」と言うから、もちろん我々は署名の趣旨は書いていますけれども、そこで改めて説明するときに僕が説明していることは、例えば、かなり前だけれども、三番瀬の中を第二湾岸が通る計画がいまだにある、堂本知事や東京都知事はそれを促進する国交省への要請を行っているのが現実だと。もう一つ、これはいま市川の田草川さんから積極的な意見がラムサールについても出て非常に喜んでいるのですが、僕が言っているのは、違ったら言うてください、市川市は塩浜のところで「海に親しむ」ということで人工干潟をかなりの規模で考えておられるということ。それから、私が実際に各市にラムサール署名をしているときに、少なくとも浦安で聞いたのは、第二湾岸があって、浦安市は都市計画にそれが組み込んである、したがって今ラムサールというのはとても時期尚早であるという回答を、明確に、市長じゃないんですが、市長の代わりに出てきた部長が言っていました。

私が言いたいのは、僕は署名をやっていて感じますが、県民は、三番瀬に対する関心は、温暖化という問題もあってだと思いますが、非常に高まってきています。三番瀬というだけでかなりの人が、もちろん全体から見れば県民600万ですからまだまだ少ないですけども、それでも非常に高まってきているというのを実感します、署名をやっています。

要するに結論で申し上げたいのは、今ここで出た例えば鳥の羽がノリに入るじゃないかということについて、市川の市議会でも取り上げられました。ある議員が質問した結果、市の担当者が回答したところでは、南行徳漁協も行徳漁協も、羽が入るとするのは鳥がたくさん三番瀬に来ているからだろう、鳥がたくさん来るとすることは、それだけ鳥のいろいろな餌があって豊かな海域ということだ、だから行徳漁協、南行徳漁協はラムサールそのものには反対していない、ただ時期が尚早というか適当じゃない、と。僕は、時期尚早という問題の背景に第二湾岸があり、かつ僕が思っているのは、市川市の塩浜地区の「海に親しむ」という名目での新たな埋立をかなり大規模に考えているということ。ラムサール条約に登録しさえすれば環境を今以上悪くすることはできないわけですから、そういうことにはラムサールは障害になる。僕が「そういうことが全部できちゃってからラムサール登録するんじゃないですか」と説明すると、その人は「では、ラムサールの登録は環境を保全するという意味がないじゃないですか」という意見に戻ってきます。いずれにしてもそういう意味で関心が高いということが1点。

もう1点は、僕は鳥の羽の問題を取り上げたのは、大野委員の説明もお聞きしてよくわかりました。例えばそういうこと一つ取っても、かなりいろいろな点があると思うのです。

僕は、県に対して、さっき提案がありましたけれども、ラムサールに関する小委員会みたいなものをつくって、漁業者のどういうところを問題にしてラムサール条約は例えば時期尚早と言っているのか、行政はどうかということをごまかして、この再生会議に問題点を明らかにして、県民も含めたその関心に応えていただくということをお願いしたい。

大西会長　ありがとうございました。

さっき市川市から質問があった第二湾岸とラムサールとの関係には県から直接お答えがなかったようですが、この点は確認させていただきます。いかがでしょうか。

三番瀬再生推進室長　第二湾岸につきましては、今は構想の段階で、具体化されている道路ではございません。これは県の県土整備のほうで、三番瀬再生計画の趣旨を尊重していただきたい、そういう趣旨を踏まえて調査・検討をしていただくということで、国交省のほうには要望している状態でございます。

大西会長　ちょっと質問と回答がずれているようです。関係ないというふうに理解してよろしいということでしょうか。

三番瀬再生推進室長　ラムサールと第二湾岸は整合性をとるように、これについては今後も調整していくということでございます。

大西会長　それでは少し先に進めたいと思います。

全体にたくさんの事業があって、実施計画によって進めているわけですが、2年やってだんだん見えてきたことは、それぞれ予算がついて一つの事業になっているものについては、これは予算がついているわけですから、その事業は行われていく。例えば護岸のようなケース、これは進んでいくわけですね。ところが、特に事務費を使ってやっているというか、特別な予算は計上されていないけれども項目は上がっているというのが、全体としてあまり進んでいかない。例えば国際シンポジウムというのは予算がつけばやるけれども、一般的な広報という、どういうふうに進んでいるのかなかなか見えないということがどうしてもあると思います。逆に言えば、進んでいく事業は何かの予算がついて進んでいくという形を行政ではとるといえるということかもしれません。しかし、仕込みなり進めていくためにどうやってエンジンをつけるかという問題が別途あるので、きょう皆さんから出た意見は、再生会議のメンバーが場合によっては担当を決めて、そのことについてどうやって進めていけばいいのかということをし少し時間を使って県との議論もして整理をしていただく、そういうふうにしたほうがより深い議論ができるのではないかという気がしてきました。

大体、お金がついて動いているものは、個別の検討委員会とかそういうのはできているわけですが、できていないのがたくさんあるわけですね。できていないのは、今私が言ったようなことに関係あるというか、そういう問題が出ているような気もいたします。そういうことが見えてきたので、今すぐやり出すと、誰が何に入るかというのは大変だと思しますので、少し整理してから、メール等を使って皆さんに意見を伺ったり希望を伺ったりしたいと思います。おそらく次回の会議が4月か5月になるとと思いますが、その間にそういう体制を取るようにしたいと思います。準備をしたいということです。

遠藤委員　いま委員長からお話がありましたが、小委員会なり各委員会が何をやるか、その「何か」というのが明確になっていないんじゃないかと思えます。

一般に、いわゆる公共工事を進める段階というのは、大体決まっているわけです。まずいわゆる構想段階というのがあって、何をどうしたいのかということをもとに煮詰めるわけ

です。例えば楽しくしたいと言っても、いろいろなニーズがありますね。あるいは豊かにしたいとか、多様性を持ちたいとか、いろいろありますね。そういうことをまず集めて、具体的にどうしたいのかということをしかり煮詰めるわけです。そして、具体的な理想像みたいなものをつくっていくわけです。これはあくまでも理想像ですから、どんなものでも構わないわけです。

その次のステップとして、いわゆる基本計画に入るわけです。基本計画は、理想像が定性的であるのに対して、マスタープランは定量的にしていくわけです。つまり、どういう形にするかという像を与えるというステップがあるのです。このときに現実を無視するのは、なぜかといいますと、現実を無視しないと、実は利害関係がいっぱい出てくるので、決まらないのです。

構想段階から基本計画に入る段階では、あくまでも理想を追いかけるという形です。その次のステップは何かといいますと、いわゆる整備実施計画という段階に入るわけです。その段階で、今度、現実というところがあるので、その理想をいかに現実に近づけるかということです。そういうステップがあるわけです。こうなってくると、今度、理想と現実をうまく結びつけなければいけない。そこでいかに理想に近づけていくかということです。

そのときに、例えばここで議論している件は、豊かな昔の三番瀬を再生しようではないかというのが大前提にあるわけですから、常に昔の三番瀬のイメージが残ってなきゃいけないですね。つまり、鳥がいっぱいいるとか、水がきれいで魚がいるとか、潮の香りがするとか、いろんな要素があったわけです。現実はそうではないわけです。とすると、どうするかということです。あまり透明度もよくなって、生物もいないしということだと、何をするか。例えば水をきれいにしようということについても、汚いものを除去するのか、あるいは何らかの方法を使ってそれをきれいにしようとするのか、それが干潟とかそういうことにつながっていくわけです。ですけれども、大きな方針というのは常にそこにあるということです。それを忘れて現象的な話だけしていると、なかなか決まらない。何を議論するかという内容は、そういうことだと思います。

大西会長　　今、実施計画をまさに議論しているのですが、前段になる計画は既にあるという前提で、実施計画をどうするか。ラムサールも実施計画レベルの話をしていこうと。それがなかなか進捗が見えないということなので、どうやったらブレークスルーが図れるのか。委員の中に何人かのグループをつくって、少し突っ込んでやってもらおうというのも一つのやり方ではないかと思います。幾つかほかにもテーマがあると思いますので、きょうの議論を踏まえて少し整理してお諮りしたいと思います。

吉田副会長　　実施計画の進め方の中で、今いろいろな課が担当しているもので、例えば国の補助金があるものとか、県の予算がついているものとか、そういったものについてはそれなりに着実にやっていくのでしようけれども、そういったものについてなくてソフトでやるものについて非常に進まないという問題点があると思います。そういう面では、企画調整課の担当のものでそういうものが非常に多いと思います。やはりその辺については、企画調整課の中で、ここに書いてある各事業は誰が担当するのか決めていただいて、そのソフトの部分も着実に進めていっていただきたいと思います。

それから、自然保護課のほうは、今ラムサールの課題が一番長時間出ましたのでそれが一番と思いますが、目標生物というのは非常に大きな課題として残っているということで

すね。

あと、環境政策課について前回私は申し上げましたが、環境学習施設等検討委員会が今年度開かれてなくて、今後どうするのかというあたりが非常に課題だと思いますので、きょう来られているので、簡単に、遅れた理由と、今後どうするのかお話しただけならと思います。

環境政策課 吉田委員からの指摘でございますが、まずもっていまだ一度も開催していないということでお詫び申し上げます。

なぜかということですが、今年度、千葉県の方では環境学習基本方針というものを策定しております。当初、6月につくる予定でしたが、途中、知事からの手直し等の指示がございまして、9月にずれ込んでしまったということがございます。その辺を踏まえて、三番瀬のほうとも県全体の環境学習との整合を図りたいということもあって、時期が延びてしまったということがございます。その辺のところはまずもってお詫びしたいと考えております。

今後どうするのかということですが、押し詰まってしまいましたので年明けになるかと思いますが、それ以降早目に開催していきたいと思っております。その辺のところはまた吉田委員長とも相談しながら、開催時期等を決めてまいりたいと思っております。

大西会長 それでは、実施計画に対する意見書について取りまとめをしていきたいと思っております。

資料3-6がお手元にあると思います。今、県のほうから実施計画(案)というのが出されていて、それについて2回にわたって、会議の場以外でも意見を出していただいたわけです。それは最終的には実施計画に対する意見という格好で、再生会議から千葉県知事に提出する。前回はそういうやり方をとったので、今回もそうしたいと思っております。

見ていただきますと、本文としては、「実施計画(案)の修正について」というのが記の下の1にあります。「実施計画(案)については、別表のとおり修正を加えること」ということで、次のページに別表として1ページと2ページ、裏表にわたって修正意見が述べられています。これは対照されていて、真ん中に実施計画の案があって、その右側に下線で修正意見を記した再生会議の意見がある。

この内容は、前回の議論の中で整理をして最終的にまとめたものであります。ですから、右側の意見についてはこの再生会議の場で取りまとめられていると私は認識しています。したがって、具体的に修正を求めるものは、右側の下線のところです。

最初の1ページ目に戻っていただいて、「2 事業実施に当たって留意すべき事項について」とあります。これは、基本的なスタンスとか個々の意見の修正ということではなくて、もう少し総括的なこと等を書く。最初は、ここに全員が合意しなかったことを書くという整理をしたことありますが、それだと合意されなかったことがむしろ強調されるというややおかしいことになるので、ここは全員が理解、納得しているけれども、意見として書くということではなくて、むしろスタンスということです。

具体的には、まず、「事業の実施に当たっては、三番瀬再生会議において留意すべきとされた事項について、十分に配慮して進めること。」、これは議事録に記載されることで、きょう13ページ以降で議論したようなことが含まれるということなんです。

「特に重要事業に係る個別の検討委員会等での検討内容については、再生会議でも十分に報告を行うなど、再生会議との連携をさらに図ること。」ということ、個別の検討委

員会と再生会議との連携というのが二つ目です。

「また、県が広域的な観点から調整を図るべき事業については、地元市や国との連携をさらに密にし、積極的に推進すること。」というのが三つ目です。

四つ目が、「なお、生物多様性の回復のための目標生物調査事業については、『生物多様性の回復の度合いを県民にわかりやすく示す』という事業目標を達成するため、漁業者をはじめとする地元関係者や専門家の意見を踏まえるのはもとより、特に、一般県民からの視点をも踏まえて、目標生物種の候補の選定を進めるよう努めること。」としています。

この四つが、さっきの基準だけではありませんが、特に強調すべきことで、全員が賛成していただけるものではないかということで、ここに大きく四つ書いています。

昨年もこうした特記、留意すべき事項があったのですが、それを繰り返してどんどん長くしていくことはしないで、今年についてはこういう観点を留意すべき事項として示すということにしたいと思います。

今、最後のところで挙げられたラムサール、あるいは条例も入るかもしれませんが、幾つかなかなか進捗が見られない事業については、むしろ再生会議と県がどうやってその進捗を進めていくかという観点から、さっき言ったような措置をとっていきたいと思います。

ということで、文案について具体的な意見があればお願いいたします。

倉阪委員 最後のところですが、条例と条約の話は、前回と同じものは載せておいたほうがいいのではないかと思います。文案は同じでいいと思うのですけれども。

大西会長 きょうも重ねて議論になったので、それはそういう扱いにしたいと思います。よろしいですか。いま手元にありませんが、前は、さっき倉阪委員が引用した「目に見える」云々。

倉阪委員 「具体的で目に見える」。

大西会長 最後にそれは付け加える。

後藤委員 2の「また」というところですが、「県が広域的な観点から調整を図るべき事業については、地元市や国」ということだと、もちろん行政の連携は必要ですが、ここに「県民」とか「地元市民」という言葉が入っていたほうがいいじゃないかと思います。

大西会長 ここは、そういう表現を入れるということで。特にこれは、行政が責任を持ってやるのだけれども、所掌が違うケースについて県が仲立ちをするということですが、そこがややブラックボックスになっているケースがあるということで、ここに書いたのですが。そのことはわかるようにしておきながら、少し補いたい。

竹川委員 特に来年は、県の生物多様性という大きな方針が具体的に進められますので、生物多様性の県の戦略会議との連携というのでしょうか、そういうのをどこかに一つ入れていただきたい。全般の問題ですが。

大西会長 生物多様性については、これで非常に強調されていると思います。いろいろな会議なりいろいろな動きが出てくると思うので。具体的に実施計画レベルとしては、目標生物種の候補の選定ということを目的としたい。

清野委員 目標生物についてはきちんと取り上げていただいて、ありがとうございました。私が、県民が参加するダイナミズムが必要だと言っている一つの目玉として、これを何とか進めていただければと思います。

といたしますのは、委員会で市川海岸のいろいろな調査のアンケートを県民の方に取った

ときに、多くの方が随分と三番瀬の海に期待したり、いろいろな生き物のことに関心があるのを、アンケート結果からも読み取ることができました。ですから、今日ずっと一貫してお話しているように、県民の方とのコミュニケーションを増やせば、いろいろなお互いの思いも伝わると思いますし、その思いだけじゃなくて、それが形になっていくというおもしろさもあると思います。海岸みたいな構造物はまたいろいろなその間のものがありますが、情報収集とかその議論というのは、多くの方が持ち寄ってくださったデータを、例えば県のホームページの中で公開するとか、具体的な方法を私は県のほうに2回ぐらいお伝えしましたので、そういう簡易的な速いレスポンスを持って県民の方にいろんな情報を寄せていただくことができると思います。それは多分、県の生物多様性の戦略の一つのケース・スタディとしても自然保護課でもお役立ていただけたらと思います。

そして、2010年に名古屋で日本が開催地となる生物多様性の国際会議が開かれます。国際と国内と地域をどうつなぐか。さっきの大野さんの話もありましたけれども、ラムサールとか、国内の国際会議とあまり無関係と思わずに、是非それにつなげて、何とか千葉の環境や県民の人たちがやる気が出るような、もうちょっとそういう構想力を持ったやり方をしていただいて……。いささか生物多様性というのは千葉の中では手垢が付きすぎている感じもあるので、もうちょっと構想力を持って、1個1個形になるものを進めていただければと思います。

細川委員 文面に対する修正とか付加ということではないのですが、議事録にとどめておいていただければありがたいという意味で発言させていただきます。

2の四つ目、「なお」の後で、いま清野委員からも発言があった部分ですが、目標生物の調査について、県に対する要望としてはこういう文面でいいと思います。ただ、評価委員会から出た議論は、これを再生会議全体で一度議論してほしいということでもあります。この調査を県民からの視点も踏まえてやってください、その結果を受けて再生会議でも議論しますよ、そのためにしっかりやってくださいねという意味を持ってこういうお願いを是非してほしいというのが評価委員会の立場であります。県へのお願いの文章はこれでいいと思いますが、再生会議としてはお願いしっぱなしのお願いではなくて、この結果を引き取って再生会議全体で議論するというきっかけとしてこういうお願いをしているのだということ我希望します。

木村委員 文面ですが、真ん中に「また、県が広域的な観点から」と書いてありますが、できれば「広域的かつ未来志向的な観点から」と。ということは、先ほど「骨太」とかいうのが出ましたが、未来志向というのは三番瀬が目標としている方向性なんですね。そういうことは書けないわけですから。「広域的」だけだと、現状維持的な要素が強いと僕は思っています。そういう意味で、「未来志向」というのは曖昧な言葉かもしれないが、私たちはそういう観点から調整を図っていかなければ方向性としてはいい方向に行かないと僕は思っています。そういうのをできたら入れていただきたいと思います。検討していただきたいと思います。

大西会長 御趣旨はわかるのですが、これは実施計画についての意見ですから、実施計画というのは、基本計画があって、再生計画があるわけです。まさに未来志向です。将来こうしようというのがあって、そのための実施計画で、その中で千葉県以外の人たちも関わるような事業について「広域的な事業」と言っているわけです。だから、未来志向は、当然趣

旨はそのとおりだけれども、それは計画の中にたくさん書いてあるわけです。

木村委員　もちろんそうなんですけど……。

大西会長　だから、もうそれは繰り返さない。それは否定はしていないけど。そういうことを全部書いていったら、全部書くことになるんですよ。

木村委員　だから、簡単な言葉としてそういうふうに書いていただきたい。

大西会長　でも、この計画が全部そうなっているでしょう。将来のことですよ。過去のことは書いていないですよ。

木村委員　もちろんそうなんですけどね。

大西会長　だから未来志向です、これは。

倉阪委員　今の点ですけども、市町村と都道府県の役割分担として「広域的」という言葉がついていると思うのですね。未来志向という点で言えば、すべて関わってくるわけで、特にここで「広域的な観点から調整を図るべき事業については」と書いてあるのは、県が出て行くのはそういうところですよというのを明らかにするための言葉でありますので、私は「広域的」というのでそこを明らかにすることで十分必要なことは出ているのではないかと思います。

木村委員　先ほど大野さんが、ノリの養殖でも変わってきていると。うちも昔はノリをやっていましたけれども、そういう形で、単に現状を書いてきただけじゃなくて、変わってきているんだ、あるいはそれをアピールする意味では、そういうことも考えて、これは入っていないことについても考えながらやっていくことが大事だと思ったので、提案したのです。

大西会長　だから、その趣旨に誰も反対していない。それは事業計画、基本計画に述べられて、それは計画ですから、将来のことですよ。

木村委員　プラス・アルファとして考えていったほうがいいという意味なんですよ。

大西会長　それは繰り返さないということは大原則として決めているので。つまり、事業計画とか基本計画に書いてあることを実施計画の中では繰り返さない。それを踏まえた実施計画である。これは、その実施計画に対する留意事項ですからね。全部ワンセットで読んでいかないと、ここだけに全部書き込もうとすると、それは長くなります。そうはしないということで。

いま御意見をいただきまして、一つ忘れていましたが、広報について、さっきの清野委員の発言とも関係しますが、最初に意見交換があって、少し効果的なアピールをしていくことが必要ではないかと。それについて一文加える。場所についてはお任せいただきたいと思います。県民を巻き込んで三番瀬の再生ということがより定着していくように、風化させないようにしていくという趣旨のことを一つ入れる。これは広報の充実、情報発信の充実ということですね。

それから、「また、県が広域的な観点から調整を図るべき事業については、地元市や国との連携、あるいは県民や関係者との連携をさらに密にし」と補うことにします。

最後に、ラムサールと条例については、昨年意見書にも書いた言葉を再掲する。まだ効果が目に見えていないという意味で、再掲するという修正を加えたいと思います。

文案の細かな点についてはお任せいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「結構です」の声あり)

大西会長　それでは、そういう格好で意見書を取りまとめさせていただきます。どうもありが

とうございました。

3. 報告事項

・江戸川放水路関連の報告について

大西会長 次は報告事項があります。県のほうから順番にお願いします。

三番瀬再生推進室 資料4-1「台風9号による江戸川放水路からの出水について」ということで、前々回の会議になりますが、出水直後で情報が整理できておりませんでしたので、今回整理して情報を提供するものでございます。

内容といたしましては、河川の出水の概要、アサリの影響調査結果、ごみの漂着です。

まず、江戸川の出水の概要については、国土交通省から説明がございまして。

国土交通省 今年9月の台風9号における江戸川の出水の概要を報告いたします。

関東地方を直撃した台風9号ですが、山間部では降り始めからの累積雨量が500ミリを超えておりました。多摩川では計画高水位を超えて、荒川では上流部で最高水位を記録するなど大規模な洪水となったほか、利根川でも漏水などの被害が発生しております。

江戸川では、河口から約39km地点の野田水位観測所で、昭和22年のカスリーン台風以来9番目の水位となる最高水位6.59mを記録して、氾濫注意水位6.3mを約10時間を超えて流れております。

行徳の可動堰につきましては、9月7日9時41分から10日14時28分まで約77時間、ゲートを開放しております。行徳可動堰につきましては、操作規則により、可動堰上流観測所水位の基準、2.5mという数字があるのですが、これを超えて水位が上昇する見込みがある場合に、開放して洪水を放流しております。

資料の2ページ、この資料は出水速報の出水の概要のみを載せております。表紙の写真は、上流部の出水前4月の状況と、出水時の状況の対比の写真です。

3ページですが、ここは江戸川の関東地方整備局の水位観測所の位置図です。

続きまして4ページ、上の表ですが、洪水別最高水位という表を載せております。江戸川については、西関宿の水位が今回の台風では6.19ということで、氾濫注意水位6.1mを超えております。野田につきましては、台風時が6.59で、氾濫注意水位6.3mを超えております。松戸におきましては、4.89ということで、氾濫注意水位5.7までは達していないという状況でございます。

下の表ですが、洪水別最高流量で、今回の台風の流量を載せております。西関宿では毎秒1,906m³、野田におきましては1,934m³というテレメーターからの換算の数値でございます。

5ページ、水位・流量状況図を載せております。一番上に八斗島の上流地域における時間雨量、左側の緑のグラフと数値がそうですけれども、右のほうに累加雨量の数値と青いグラフを載せております。このような状況で雨が降っておりました。

真ん中のグラフですが、西関宿におきましては、氾濫水位6.1m、約4時間にわたって超えております。野田につきましては、約10時間にわたって氾濫注意水位6.3mを超えた状況になっております。そういうことで、西関宿、野田、ともに平成13年以来の氾濫

注意水位を超える出水となったということでございます。

次のページからは、各地区における出水前と出水後、出水中の写真、洪水の状況の写真です。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

時間の関係もあるので、報告事項を一通り報告していただいて、もし質問があれば質問をしていただくという格好にさせていただきます。

三番瀬再生推進室 今、台風9号の江戸川の出水概要ということで国土交通省から御説明いただきましたが、その次のアサリの環境影響調査結果につきましては、資料8ページ目からつけておりますので、調査の内容についてはこの1ページ目にまとめてございますので、ご覧いただければと思います。

それから、ごみの漂着につきましても、資料の17ページ以降に各市あるいは県が行った作業について資料をつけてございます。まとめとして1ページの3に書いてございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

・三番瀬再生実現化推進事業の進捗状況について

三番瀬再生推進室 報告事項の2番目、三番瀬再生実現化推進事業の進捗状況について、資料4-2で説明させていただきます。

三番瀬再生実現化試験計画等検討委員会は、9月に第1回目、10月に第2回目、12月に第3回ということで、これまでに3回開催しております。

第1回目は9月20日に開催し、このときは、委員会の設置要綱案について県から説明し、いろいろな意見をいただいたのですが、結果としては原案通り設置要綱を承認いただいたところでございます。

また、委員長に、知事の指名により倉阪委員を指名しました。また、副委員長に吉田委員を指名しました。

主な意見については、資料の1ページに書いてございますので、ご覧いただければと思います。

また、2番目の議題として、資料の2ページに、平成18年度、19年度に県がどういう形で調査をしたのか、あるいはどういう形で実施していこうかということについて説明し、それについて意見をいただきました。

資料の4ページに要綱、6ページに委員の名簿等がつけられておりますので、参考にご覧ください。

また、9ページに第2回目の検討委員会の開催結果概要をつけております。このときには、各委員から、実施計画(案)についての意見をいただいたということが一つ、それと、干潟形成、淡水導入、自然再生について、それぞれの委員がどういうことを思っておられるかを意見として取りまとめた上で、資料として出していただきながら、中で検討いたしました。資料の13ページから21ページまでにそれぞれの委員の資料をつけておりますので、ご覧いただければと思います。

第3回目につきましても、第2回目の検討委員会の検討を引き続き進めたところです。第3回目は、県から前年度にやりました各地の事例等の簡単な分析等の説明をした上で、意見交換をしていただきました。

第4回目については、来年の1月30日にまた開催する予定です。

24ページ、資料の最後ですが、19年度、20年度についてはこういうスケジュールで実現化の事業を進めていきたいということで、資料として出しました。平成20年度につきましては、再生会議との関係で、先ほども別の案件のときにそういう発言があったかと思いますが、この検討委員会の中で試験計画の案等を提案した上で再生会議に説明し、その後、評価委員会の評価をいただきながら、検討委員会でさらに検討し、再生会議で最終的にそういう試験計画について決めていただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

・市川市塩浜護岸改修事業の進捗状況について

河川整備課　　続きまして、護岸検討委員会での検討状況を報告いたします。

資料4-3をご覧ください。少し厚い資料になっております。

表紙の裏に目次がございます。目次をご覧くださいますと、構成が5節に分かれております。

16ページまでの2節は、順応的管理手法と管理基準値についてまとめております。

17ページ以降の3節が、これまでのモニタリング調査などの活動の状況です。

17ページ、工事の実施状況ですが、平面図がございまして、本年度、工事を行った箇所が赤で着色されております。350mの捨石の工事を8月までに完了しております。18年度の工事と合わせますと、450mの暫定形の捨石護岸が完成しております。

18ページ、護岸改修事業全体の実施状況を表で整理しております。一番上段が工事の実施状況です。中段がモニタリング調査、見学会などの実績になります。そして一番下段が、モニタリングの調査、検証結果を再生会議やほかの委員会などに対して報告した実績ということになります。

続きまして、26ページ、第4節、工事から1年を経過したモニタリングの検証結果です。「防護」「環境」「景観」の三つの個別の目標を設定しております。

まず、34ページが「防護」に関する検証結果です。平成22年度頃までに三つの指標について100%の完成というのが目標になっております。19年度末の緊急対応としては50%が完了。その他の項目についても25%から37%となっております。本日検討いただきました平成20年度の実施計画の工事が終わりますと、来年の8月末を予定しておりますが、その時点で緊急対応が90%、その他も約70%前後の進捗率となります。隣接する自然再生の場へのすりつけ区間というのを残しておりますので、その区間を除きますと緊急対応は100%となります。

少しページが戻りまして、6ページ、「環境」に関する検証の項目です。

6ページの下段をご覧くださいますと、生物環境で優先種のマガキ、重要種のウネナシトマガイ。物理環境につきましては、海底地形の変化、そして底質の変化。この四つの指標となっております。

まずマガキですが、48 ページをご覧ください。表の中で、中潮帯で1年度後 0.83 m²、低潮帯で 1.04 m²ということで、1年を経過して検証基準値の 0.53 m²、被度にして 40%を満たしております。また、表の中に、工事前、低潮帯で 0.07 m²というのがありますが、これは参考として時系列にデータを示したもので、検証基準値ではございません。なお、この値は、平成 18 年 12 月の第 11 回護岸検討委員会、19 年 1 月の第 17 回再生会議においても報告済みの数値でございます。

続きまして 58 ページ、重要種のウナナシトマヤガイです。この重要種につきましては、9 ページにも資料がございますが、事前調査結果で確認数が非常に少なくなっております。千葉県レッドデータリストの A 類に分類されまして、もともと個体数の少ない種ですので、護岸検討委員会の中で基準値として基準を決めたときに、表の中にも記載しておりますが、確認の仕方として、複数箇所を確認するということを護岸検討委員会において決定しております。したがって、ライントランセクト調査のロープ上の観察のほかに、近傍の調査も実施しまして、個体の有無の確認しております。1年を経過して、ライン近傍で成貝 1 個体を確認したところでございます。

生物の関係については 59 ページに結論がございますが、マガキを主体とする潮間帯生物群集が再定着してハビタットとして機能を発揮しつつあると考えられます。

次に物理環境ですが、68 ページをご覧ください。検証基準である石積護岸法先での変化量 50cm に対して、1年後の変化量が 10cm ということで、基準を満たしております。

また、73 ページをご覧くださいと、底質の変化がございます。これにつきましても、澁筋を除く検証区間において泥分の割合が 10%～30%と、基準値の 40%を下回っております。

これにつきましても 76 ページに結論がございますが、物理的な環境については著しい変化は確認されておられません。

続きまして、110 ページ、景観と親水性ですが、景観と親水性を定量的に評価するために無作為の市民アンケート調査を実施いたしました。3,200 通のアンケートを配布し、923 通の回答をいただいたところです。このアンケート結果により、景観、親水性ともに良好な結果が得られておまして、110 ページのグラフをご覧くださいと、一番右側の赤い折れ線グラフが現在の計画に対する評価となりまして、評価の低い項目も幾つかございますが、全体として景観、親水性ともに肯定的な評価をいただいております。

モニタリング全体としては、今後とも調査、検証、評価を続けてまいりたいと考えております。評価委員会などからの意見を踏まえて、今後も継続してまいりたいと考えております。

最後に 5 節、114 ページになります。平成 20 年度の実施計画の検討経緯でございます。

119 ページから、護岸検討委員会、現地での視察会、あるいは市民のアンケート調査などからいろいろな意見をいただきまして、その対応を整理しております。

124 ページには、評価委員会からいただきました意見と、それに対する対応ということで整理しております。

このようにモニタリング調査、あるいは検証結果から求められるよりよい工夫、あるいは工事上の制約条件、こうしたものを整理して、これらを与条件として考えられた平成 20 年度の三つの実施計画の案を 130 ページから載せております。

130 ページの第 1 案ですが、これは完成形を施工せずに暫定形のみ施工するという案でございます。

132 ページの第 2 案、これは 2 丁目の中央部で完成形を 100m 施工する案でございます。

そして 134 ページの第 3 案、これは東側の 100m 区間で緑化試験を兼ねて完成形 40m を施工する案でございます。

結果については 136 ページにまとめておりますが、今出ましたそれぞれの案のメリット、デメリットなどを検討して、第 3 案の完成形 40m 案を少し改良して、完成形 60m 案というものを平成 20 年度の実施計画として、11 月の第 17 回護岸検討委員会において選定したところでございます。

選定した実施計画の参考資料となるものが 143 ページ以降になります。工事の平面図、横断図がございまして、それに続く 148 ページ、ここには評価委員会からの意見に配慮したモニタリングの調査計画を載せております。

149 ページをご覧くださいますと、そのモニタリング調査計画の位置を示した平面図がございまして、物理的な環境のモニタリング範囲として、これまでの護岸から沖合い 100m までの調査に加え、沖合い 500m までの調査を 3 測線追加しております。また、対照測線についても、新たに 900m 区間の外側に設けております。このほかに、水鳥への影響検討、あるいは青潮の観測、地下水位の観測、台風などイベント後の観測、こうしたものについても調査を進めることとしております。

報告は以上でございます。

・浦安市日の出地区の状況について

三番瀬再生推進室 続きます、資料 4 - 4、浦安市日の出地区の状況について説明いたします。

前々回の会議では、企業庁と都市再生機構から直接質問に答えるという予定でしたが、時間の関係でお答えしていないものについて整理して報告するものでございます。

1 番目が、企業庁に対しての質問で、三番瀬の見直しによる企業庁の従来姿勢の変化と三番瀬の取り組みについて説明してほしいということで、企業庁の回答ですが、企業庁としては、埋立計画が中止になったことを受けて、道路ネットワークを活かす予定であった業住融合街区や誘致施設用地から、住宅地を中心とするまちづくりへ変更してきたということ。2 番目としては、三番瀬への取り組みとしては、三番瀬に面する日の出地区の護岸背後の緑地（幅 20m）及び墓地公園外周緑地（幅 50m）について、今後、市民の意見等を踏まえ、市及び海岸管理者と協議を進めながら、海辺の散策ができるよう、街区公園等と連携して、平成 22 年度までに整備を完了させる予定でございます。

次に、都市再生機構に対しての質問でございます。公開の場で三番瀬の議論がある中で、都市再生機構が沿岸環境の再生や従来と違った都市づくりについて、どのように尊重し、また地元への説明はどのように行ってきたか説明してほしい、ということにつきまして、都市再生機構からの回答です。

「1. 三番瀬への取り組みへの対応」の「(1) 自然再生用地」の「大規模な自然再生用地確保」につきましては、再生機構としては、円卓会議、浦安ワーキンググループに

も機構として出席し、土地確保に協力することを説明しているということ。2ページにまいりまして、「日の出北公園の整備」ですが、こちらにつきましては、三番瀬を眺望できるような展望デッキを整備したということです。それから「緑地の整備計画」につきましては、外周緑地については千葉県企業庁が整備計画を策定して整備するということになりますが、この中では眺望スポットや三番瀬を眺めながら散策できる遊歩道を計画しているということでございます。それから「(3)土地利用計画の変更」につきましては、干潟観察舎用地と新設の街区公園、墓地公園北側の緑地を一体的に配置しているということでございます。

「2. 地元等への説明とその後の対応」ですが、6月から説明会を行い、8月にはパブリックコメントということで、10月にはそのパブリックコメントへの回答をしているということでございます。

最後に3ページ、「再生会議とのコンタクト方法について」ということで、企業庁と都市再生機構からは、今後も県を通じて対応していくということでございます。

浦安市日の出地区については以上でございます。

・三番瀬再生国際フォーラムについて

企画調整課 引き続き、三番瀬再生国際フォーラムについて説明申し上げます。

三番瀬再生国際フォーラムにつきましては、1月29日の開催ということで、ただいま参加者を募集しております。詳細につきましては、配付資料4-5で開催要項を添付しておりますので、詳細はこちら、あるいはホームページをご覧ください。詳細についての説明は省略いたします。

・千葉県行徳内陸性湿地再整備検討協議会の開催結果について

自然保護課 資料4-6をご覧ください。

12月18日に開催された行徳内陸性湿地再整備検討協議会の概要を報告いたします。

議題は、「行徳湿地再整備に係る調査について」「行徳湿地と猫実川をむすぶ開渠化案について」の2件でございました。

議題1は「行徳湿地再整備に係る調査について」ですが、前回の会議で指摘いただいた事項3点、行徳湿地内導流堤の断面形状について、深み埋め戻しの安定について、汽水域の形成について、これについて説明させていただきました。

主な意見としては、そこに記載のとおり、導流堤上の樹木の安全性等について配慮すること、海水交換促進等の検討については個別に検討を行った上で相互の関連性について検討したほうがいい、という意見をいただいております。

具体的には、次の参考資料の1ページ、「導流堤の断面形状について」です。指摘の意見は「なるべく多様な断面にすること」ということでしたが、これに対して、丸浜川の側では捨石部分の勾配に変化をつけ、変化のある断面になるように配慮することとしたという説明をいたしました。

2ページは「深み埋め戻しの安定について」ですが、ここでは「沈下等の安定性につい

て調べる」という指摘をいただきました。これに対しては、図1の断面で計算しますと、(2)計算結果のように、A-1の地点で61cm、干潟中央で41cm沈下するという計算結果が出ましたが、この数値については、港湾工事の基準に照らして許容範囲であり影響は軽微であると判断されています。

3ページ、「汽水域の形成について」ですが、ここでは「汽水域をどうつくるか検討すること」という指摘があり、これに対しては、過去のシミュレーション結果から、淡水導入による塩分濃度の低下効果は野鳥観察舎の前の地点が他に比べて効果が見られるが、局所的にとどまっているという結果が得られている、ということの説明いたしました。

それから、4ページ、「平成19年度行徳湿地再整備事業の実施状況について」ですが、現在進めている調査について実施状況を説明いたしました。

議題2ですが、最初のページに戻っていただいて、「行徳湿地と猫実川をむすぶ開渠プラン」についてですが、資料は最後のページです。これは蓮尾委員からの提案によるものです。内容は、再生会議に提案いただいたものと同様のものです。これに対する主な意見としては、湿地環境に与える影響はどうか、また、案の水路幅では効果がないのではないか等の意見がありました。検討協議会としては引き続き議論する必要があるとしております。

概要は以上でございます。

・浦安市「新町の都市計画変更」について

後藤委員 先ほど浦安市の日の出地区の状況について報告がありましたが、我々は新町の都市計画の変更について簡単に意見をまとめました。私と浦安市民の一部の方で考えました。

1枚目をめくっていただきますと、今回の変更はいったん延期して、市民、県民との協働により叡智を集めて「三番瀬を活かしたまちづくり」を考える必要があるのではないか。

下の枠の三つ目ですが、情報公開に関わらず再生会議でも住民説明会以前に説明されなかったということだけ確認いただければ。

今回、行政だけで決めていってしまっている。浦安市、都市再生機構、千葉県企業庁、県も了解したということで、変更を1回延期してでも再生会議と県民と市民と協働でものを考えていけばもっといいまちづくりができるよということを提案したいと思います。

2ページ目ですが、これが街区ごとに売られてしまえばマッチ箱のような住宅が並んでしまう。もうちょっと知恵を出し合って、これはもちろんコストがかかるのはわかりますが、こういう地図を議論して1回きちっとつくった上で、これは我々が考えた一つの例ですが、緑の丘陵に建つ三番瀬の自然と連続した住宅ができるのではないか。それから、緑の丘陵に建つ海から見た景観も美しいのではないかということで、「新町の街づくりを考える会」を発足させて、ワークショップをやりながらアイデアを出してきました。

例えば最後のページですが、三番瀬を活かしたまちづくりのためにどういうことが必要なのかというと、今の変更案では、街区ごとに売られてしまえば、バラバラになったマッチ箱のようなまちができてしまう。もうちょっと大きなブロックできちっとまちづくりを考えて、「まち像」をつくる必要があるのではないか。そのためには、三番瀬を活かすには、護岸とか外周緑道とか住宅地をみんなで一体的に設計してみないと、もう何もできな

いよという話になってしまうと思います。僕の提案は、市民、県民、行政、関連機関が協働で知恵を出し合って三番瀬を活かしたまちづくりを協議する場を早急に設置してもらって、そこで小さなワークショップを。今後、とにかく県の努力でつくっていただきたい。今回のも着々と進めています、浦安市の都市計画審議会のほうではかなり異論が出ました。付帯決議も出ましたので、一応認めるということになりましたが、そういうことも一緒になって考えていけばいいものも出てくるし、コストがどんなものかの議論もできますので、是非こういうことを考えていただきたい。

右側の絵は、潮風がものすごく強いので、住宅の1戸建てをこんなところに建てたら、ほとんど潮風で守られないよ、そのためにマウンドをつくって潮風をよける。建物の寿命を守る。

3ページの下側の左側は、今の街区ごとにやるとマッチ箱のような住宅が並んでしまう。それぞれの住宅に車庫があったり、オープンスペースが随分出てくるのです。それを集めて、公共用地とか、建物の面積は4割弱とか、オープンスペースができますので、三番瀬に向き合ってまちづくりはこういうことも考えられるのだという提案をきちっと受け入れて行ってほしい。県としては、上位計画の都市計画変更は知事の専権事項になると思いますので、是非こういう協議する場をつくっていただきたい。僕らは数ヶ月でこれをまとめましたので、そういう知恵を出す場を拒否することはないと思います。これから外周緑道の設計も、企業庁は非常にいい言葉を入れて「市民も入れて考えますよ」ということがあったんですが、県が積極的にまちづくりそのものにそういう場をつくらないと、いいものはできないと思います。

実は今日、再生会議としてこういうことを進めないといけないということ意見を皆さんに確認していただければよかったと思うのですが、時間がないので。趣旨としてはそういうことです。

以上です。

大西会長 今を含めて七つ発言がありました。質問をしていただく時間がないので、報告についての質問は、もしあれば事務局にさせていただいて、事務局から担当に回していただくというふうにお願いします。

個別の検討委員会の報告もありましたので、委員の方でもし何か補足があれば御発言いただきたいと思いますが。

後藤委員 先ほどの僕の提案は、三番瀬再生推進室が窓口になると書いてありますので、最終判断の場合、こういうことが再生会議に出たよということも含めて御報告願えればと思います。時間が取れないので。

大西会長 個別の検討委員会の委員の方で補足があればお願いします。

竹川委員 補足意見ということよりも、報告事項の持ち方にも随分問題があると思います。前に質問を出してありまして、次回回答するということであったのですが、護岸関係の予算6億1,000万の入札状況と予定額との関係とか、そういったことを毎回言っているのですが、出てきてないですね。報告事項に漏れていますので、次回必ず文書で出していただきたいと思います。

それから、国交省の報告の中で、実は江戸川の水は旧江戸川の水ですから、シルト・粘土分が、ほかの多摩川その他と比べれば圧倒的に多いということが出ているので、今度の

放水の結果、この2日間で全体の水量が何トン出たのか。その中で、いま船橋で問題になっているシルト・粘土分がどの程度入ってきたのか。その辺が一番影響が大きいので、機会がありましたら発表していただきたい。これは補足でなく質問です。

それから行徳湿地のほうのことですが、蓮尾さんが頑張っていらっしゃるわけですが、この中で汽水域関係の項目の報告がありましたが、少なくとも三番瀬に対するつながりという観点からの汽水域の問題意識がこの中には出ていないのではないかと。蓮尾さんのほうの提案というのは、再生会議に出された提案ですけれども、これも今後検討していくという話になって終わっているのですが、これは今年度、再生会議の一番トップに出てきている具体的施策なので、予算はついていないかもしれませんが、是非ともこの協議会の中で具体的に進めていくように要望いたします。

この会議は非常に重要な協議会ですが、公開の問題、特に議事録の公開の問題、その辺を是非ともしていただくように。再生会議と離れたところでやるわけですが、委員の方にはわかるように議事録のほうも公開していただきたいと思います。

4. その他

大西会長 最後に、これからの会議の進め方について報告してもらって終わりにしたいと思います。今後の会議の予定についてお願いします。

三番瀬再生推進室長 資料5をご覧ください。平成20年度三番瀬再生会議の開催日程でございます。

資料でございますように、20年度については、5月、9月、11月の3回を基本としますが、必要、状況に応じて開催も検討したいと考えております。

なお、詳細な日程等は、後日、委員の皆様の御都合を聞いて決めさせていただきたいと考えております。

以上が20年度の開催日程の関係でございます。

大西会長 ありがとうございました。

今年度は5回開催したことになります。予定は3回、来年度も今年と同じですが、3回では済まないかもしれません。しかし、いろいろなやり方で実質的に議論が進化できるような方法をとっていきたいと思います。その一つが、さっきワーキンググループという表現は使いませんでした。個別のテーマについてこの再生会議の中に検討グループをつくって、少し進化してもらおうということも考えていきたいと思います。

清野委員 今年度これで最後ということで非常に不安なので、それだけは是非お約束していただきたいと思います。

事務局に御相談したときには、会場費と会議費がほとんどかからないのだったら県としてはそういう議論をするのはやぶさかではないという方向性をお話しいただいたと思いますので、委員の方もいろいろ協力いただけるということですし、会長もそう言ってくださっているので、是非そういうことで進めてください。ですから、約束だけしてください。そうじゃないと、今年度これで最後でいろんな議題が出たのに積み残しということだと難しいので、それだけ最後に確認していただければと思います。

大西会長 それについては、今ここでディテールが詰まっていないので答えにくいかもしれま

せんが、再生会議の総意でありますので、事務局と詰めて、すべて一斉にスタートさせるというわけにはいかないかもしれませんが、必要度の高いものからそうした仕組みをつくっていきたいと思います。

後藤委員　　そうすると、再生会議は年度内は開かないと。

大西会長　　最初からそういう予定です。

後藤委員　　僕は、今回の報告事項も、再生実現化の話も、会議を見に行った人はわかるのですが、報告事項をパッとやられてもわからないので、僕は、再生会議を年度内にもう1回頑張って開いていただければと。

大西会長　　会議が開かれていない間に何かが動くということはない。今回決めた実施計画は動いていきますが。次回は必ず開かれる。それが今年中ではないということです。

それでは、そういうことで、少し再生会議の議論の進め方についても工夫しながら進めていきたいと思います。

5 . 閉 会

大西会長　　時間がない中で最後バタバタしましたが、年度で仕事はしていますが、一応1年の区切りでありますので。皆さん、よい年をお迎えください。

今日は、ありがとうございました。

以上